

平成 29 年 10 月 4 日

◎梶原委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（9 時 57 分開会）

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、10 月 10 日火曜日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

お諮りいたします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにいたします。

《商工労働部》

◎梶原委員長 まず、最初に、商工労働部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎中澤商工労働部長 商工労働部の提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、補正予算議案でございます。議案説明書②の 25 ページをお願いいたします。一般会計で商工政策課、工業振興課、企業立地課の 3 課の所管分につきまして、予算の増額補正をお願いしております。また、そのほかに商工政策課と産業創造課所管の 3 件の債務負担行為の追加増額をお願いしております。

補正の内容としましては、まず、商工政策課の所管分が 2 件ございます。1 件目は、高知市布師田にあります、ちばさんセンターの格子つり天井の撤去、また電灯の LED 化などに伴います工事の実施に係る費用としまして、施工主体であります高知県産業振興センターに対し、高知市と協調して補助をしようとするものでございます。2 件目は就職情報発信等の委託料でございまして、県内企業が大学生を採用する環境が厳しさを増している中、大学生の県内就職支援の取り組みの強化として、県内企業の経営者などが参加して、その企業の魅力を紹介するセミナーなどの開催をふやすこととして、そこに係る費用を予算計上させていただいております。

次に、産業創造課の所管分につきましては、債務負担行為の変更が 2 件ございます。1 件目は、コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助の債務負担行為の限度額の増額をお願いするものです。2 件目として中山間地域等シェアオフィス利用促進事業費補助金に係る債務負担行為限度額の増額をお願い

するものです。

次に、工業振興課の所管分につきましては、海洋深層水研究所において海洋深層水商品を製造している企業等への分水に使用している取水施設の改修及び取水ポンプの取りかえ修繕を行うために必要な費用を予算計上させていただいております。

最後、3つ目の企業立地課の所管分でございますけれども、企業の設備投資に対する企業立地促進事業費補助金につきまして、予算の増額をお願いするものでございます。

また、報告事項が3件ございます。お手元の青色のインデックス、商工労働部の表紙、報告事項と記載されております資料をごらんください。まず、商工政策課から第3期産業振興計画の商工業分野の上半期の進捗状況について、御説明をさせていただきます。

次に、工業振興課から9月25日に平成28年経済センサス―活動調査結果と製造業に関する確報の概要が国から発表されましたので、その概要等について御報告をさせていただきます。

最後に、経営支援課から須崎商工会議所の定期監査の結果につきまして、現時点で確認ができております内容等について御報告をさせていただきます。

なお、それぞれの詳細につきましては、担当課長から後ほど御説明を申し上げます。

最後に、前議会の閉会后からこれまでの間の審議会の開催状況につきまして、御報告をいたします。報告事項の最後の9ページをお願いいたします。平成29年度主な審議会等の状況でございますけれども、経営支援課で所管する高知県大規模小売店舗立地審議会を平成29年8月23日に開催しております。審議会では1件の店舗新設案件について御審議をいただき、交通や騒音など周辺地域に配慮すべき事項について、いずれも意見なしとの答申をいただいております。

以上、私からの総括説明とさせていただきます。

◎梶原委員長 続きまして所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎梶原委員長 まず初めに、商工政策課の説明を求めます。

◎鍵山商工政策課長 当課の平成29年度9月補正予算について御説明をさせていただきます。今回、商工政策課からの説明は、提出議案であります1号議案の9月補正予算2件でございます。議案説明書②の27ページをお開きください。今回、補正の1件目は、右の説明欄の上から3行目の地場産業振興センター等設備整備事業費補助金でございます。本補助金は高知市布師田にございます、ちばさんセンターの格子つり天井の撤去や、電灯のLED化などに伴う工事の実施に係る費用としまして、施工主体でございます高知県産業振興センターに対し、高知市と協調して補助を行うものでございます。これは同じつり天井の構造を持つ高知県立武道館において、耐震性がないと判断がされたことに伴い、建築課から、ちばさんセンターについても耐震性の確認が必要とアドバイスがございましたの

で、構造計算を行った結果、耐震性が十分でないことから、昨年度予算で天井の撤去等に関する実施設計を行っております。工事の実施につきましては、展示会などの大規模なイベントが比較的少ない2月から5月にかけて工事を実施することが適当であるといしまして、今回、補正予算で対応したいと考えております。県負担額5,723万7,000円のうち、今年度出来高相当の2,222万9,000円を現年予算で、また来年度分に係る経費3,500万8,000円を、次の28ページにございますように、債務負担として計上をさせていただいております。

次に、補正予算の2件目でございます。27ページに戻っていただきまして、上から5行目でございます。就職情報発信等委託料でございます。内容につきましては、別の資料で説明をさせていただきたいと思っております。青色のインデックス、商工労働部の議案補足説明資料の商工政策課のインデックス、1ページをお開きください。県内・県外大学生の県内就職に向けた取り組みの強化といしまして、資料の右上にございますように、今回、1,211万5,000円の予算の増額をお願いするものでございます。

現在の取り組み状況につきましては左上の表にございますとおり、現状で県内大学生等の県内就職率が35.8%、県出身県外大学生が16.4%と、目標値に対して低い状況となっております。また、その右の大学新卒者を確保する環境の変化の中に挙げておりますとおり、本県の有効求人倍率が昨年度は年間を通じて1倍を超える、いわゆる完全雇用状態でありますことや、新規大卒者の県内企業の求人倍率が平成24年8月時点で0.77倍であったものが、ことしの8月には4.08倍と大きく増加するなど、県内企業が大学生を採用する環境は厳しさを増しております。こうした状況を受けまして、大学生の県内就職支援の取り組みを強化する必要があると考えております。とりわけ、平成31年春の卒業者、現在の大学3年生に対しては、本格的に就職活動を始める平成30年3月までに取り組みの強化が必要と考えております。

中ほどのこれまでの課題に対する対応の方向性の囲みのところに課題と強化の方向性を記載しておりますけれども、その中の1つ目の丸印、県内就職に関する意識や知識が十分でないという課題に対しましては、Uターン就職サポートガイドの登録者をふやすことで学生にしっかりと情報を届けたいと考えております。2つ目の丸印ですけれども、しっかりと情報を届け、次の段階といしまして、県内企業への関心を高めてもらう必要がございますが、県内企業を知る機会であるセミナーなどの回数が少ないという課題がございましたので、県内企業の経営者などが参加して志や熱意を語り、働きがいを求める若者に県内企業の魅力を紹介するセミナーなどの開催回数をふやすこととし、今回、それに係る経費を予算計上させていただいております。3つ目の丸印ですが、最終的に県内企業に就職をしていただくためには、雇用環境の整備など、企業側の努力も必要となってくるので、本年度から企業向けの働き方改革セミナーなどを開催し、企業の理解促進を図ること

としております。

セミナー開催強化の内容につきましては下段に記載をしておりますが、その中で太い実線で囲っております、県主催の県外大学生向け就活準備セミナーと県内大学別就職支援セミナーを開催することで、右下のターゲットにございます県外へ進学した大学生3年生のうち、Uターン志向であると思われる1,000人、また県内の大学3年生のうちの就職希望の1,500人、合わせて2,500人規模の参加を目指しまして、本県出身の県外大学生や県内大学生が県内企業への理解を深める機会を拡充していきたいと考えております。

以上で、商工政策課からの御説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎土森委員 平成31年を目標にこういう率をしっかりと上げていくことは、非常にいいことですね。現状で35.8%、645人の県内大学生が就職をしている。県外も334人。これは、例えば公務員と普通の企業とに分けると、どういうことになっていますか。全部企業ですか。

◎鍵山商工政策課長 県外大学生の場合は、ある程度わかっておりまして、この約334人のうち、半分が公務員でございます。残りの半分が民間企業になっております。

◎土森委員 県内大学生は、わかっていませんか。

◎鍵山商工政策課長 県内大学生の場合は、業種別までは現在のところ判明をしております。

◎土森委員 公務員はわかるんじゃないのかね。

◎鍵山商工政策課長 現状、手持ち資料がございませんが、恐らく調べればわかると思いますので、後ほどお持ちするようにしてよろしいでしょうか。

◎土森委員 何でこういうことを聞いたかといいますと、当然、公務員になっていただく方も重要な人材確保ということになりますね。高知県の企業、つまり産業振興計画の中で随分成果を上げているわけですね。企業の受け入れ体制をしっかりとやっていくことが、この目標値の達成をしていくことに。恐らく、年間に公務員に採用されている数は大体決まっているわけなので、ふやしていくことになると、次は企業関係に雇用の場を広げていく必要があると思うんですね。そこに力を入れていくのが、商工労働部に与えられた一つの大きな仕事だと思いますので、その辺をしっかりと対応していくように、ここにターゲットを置いて、産業振興計画の中でもやっていますが、ぜひ力を入れてやっていただければと思いますので、部長、その辺どう取り組みをしていこうとしているんですか。

◎中澤商工労働部長 お話のとおりだと思っておりまして、先ほど課長が説明いたしましたように、ここ4年間ほどの間に求人倍率自体がもう1倍を超えて、直近でいいますと4倍を超えていると。これは民間の求人でございます。そういった状況がありますので、以前は我々の仕事は大学生の方が県内での就職を支援することをターゲットにしておったわ

けですが、今は採用する企業に対して必要な人材の確保をお手伝いするように、我々にとっての仕事のターゲットが明確に変わってきたと思っております。今回、この補正で御説明をしておりますのはターゲットが学生のように見えます。学生に県内にまず関心を持ってもらって、県内の企業を知ってもらって、県内で働くということの感覚、意識を持ってもらう。そのための機会をつくっていくことが補正の内容でございますけれども、一方で企業側に今まで採用なれしていないことが正直あるかと思えます。いわゆる買い手市場であったために、採用の努力の余地がまだまだあるのではないかと正直思っております。これは雇用労働政策課の仕事にもなりますけれども、ことし企業がよき人材を採用するために、まずどういう企業であるか経営計画、戦略のビジョンをつくってもらう。そのために何をなすべきか、そのための人材はどのような人材が必要なのかビジョンをしっかりと持っていて、それをベースに学生に訴えかけていただく。「あなたの役割はここにあるんだ」ということをアピールする、しっかりと伝える、そういう努力をしていただく。そういうセミナーも、ことしからスタートさせました。そういう企業側の人材確保の努力を強く促していく必要がここに来て強まってきたと感じておりますので、その両輪で取り組みを強化していきたいと思っております。

◎土森委員　そういう方向で対応していくことは、非常にいいことだと思います。高知県で、有効求人倍率が初めて1.13倍。これだけ人手不足になって、今、売り手市場ですよ。そういう中で、他県、中央との就職の競争をしていくわけですからね。その辺をしっかりと企業を育成していくことがない限り、なかなか帰ってこれない。その中で一つ検討してほしいのは、ふるさとです。地元のために帰って働きたいという。そういう職を選ばなくても、ふるさとのために自分が帰って仕事をするという一つの心の問題として、セミナーの中でもしっかりと対応をしていくことが非常に重要になってこようと思います。有効求人倍率が、高知県で初めて1.13倍ということも、田舎に対しての思いを持たせていく、柱にする必要はないけど、そういうことも考えて対応していく必要があると思いますので、よろしく頼みます。

◎中内委員　大学新卒者の有効求人倍率が平成28年度で1.13倍になっているけど、県としては何%ぐらいを見込んで、この求人を集めたのか。これは知事がいつも所信表明で何%になっていると言っているけど、その何%ぐらいを県が説明して獲得したと思っているのか。

◎鍵山商工政策課長　県内の求人、求職者を全て集めてという意味でしょうか。

◎中内委員　いや、そうではなしに、県がこういう求人をやって、この1.13倍のうちの何%が県の働きでこうなっているのかということです。

◎梶原委員長　その施策の成果の割合をどれぐらいと見込んでいるのかということですね。

◎鍵山商工政策課長　パーセントまでは出せないんですけれども、確かに人口減少で働き

手の人口も減っておりますが、むしろ産業振興計画における仕事がふえたことが大きく、結果的に求人倍率がふえたのではないかと考えております。

◎中内委員 そう言われたら、そうかもわからないけど。新卒者を集めるのに、同じ企業形態を説明することも理にかなっているかもわからないけど、新しいものをつくる企業を呼び込むことにはどういう考えを持っておりますか。

◎中澤商工労働部長 先ほどのお話と関連すると思います。私どもが毎年つくっておりますパンフレットをごらんいただければわかると思うんですが、産業振興計画を始めてから、求人の数自体は1.85倍にふえております。これが全て産業振興計画をやったおかげと言うつもりはもちろんありません。その因果関係が何%になるかは、非常に難しい話ですが、事実として求人数が1.85倍。雇用保険の受給者数も1万3,000人ほど、この間ふえております。産業振興計画の成果の一部がそこに反映されていると私どもは理解しております。

2つ目のお話の新しい仕事という意味では、おっしゃるとおりだと思っております、求人倍率は確かに1.13倍、直近でいいますと8月に1.17倍になりました。その中で総量としては求人を上回っている。ただ職種別であるとか、地域別で見たときに、足りているところと足りていないところがあるというばらつきはまだございます。特に今、若い方の就職先という意味でいうと、大学生は高知県に就職したい、戻りたいんだけどもなかなか帰らない理由のトップが希望する仕事がないということをおっしゃっておられます。ですから、非常に事務系の職場でありますとか、IT・コンテンツ系の企業誘致を近年スタートさせて、事務系で1,000人、IT系でも150人ぐらいの新しい雇用が生まれております。若者にとって魅力のある、若者が希望する職種、そういった分野への企業誘致、事業の拡大を一方で力を入れて取り組んでおる現状でございます。

◎中内委員 この課だけでもないけど、新しいものを呼び込むのは、各市町村でもいつも言いますけど、新しい知略を立てて、新しいものを考えて、そこへ呼んでこない、人は来やしない。全国津々浦々でこういう事業をやって、それぞれ呼び込みしているから、それはここだけにきつく言うことではないが、そういうところを啓蒙して、各市町村でもことしてはこういう事業体を考えましたと啓蒙することも大事だと思いますので、この点頑張ってください。

◎横山委員 さっき部長がおっしゃった、今、完全雇用の状況になって企業側と大学の学生側、売り手と買い手のバランスが変わってきた中において、いかに高知県の企業へ若者に来てもらうかということに関しては、大変重要なことで、すごく期待しているんです。さっき言われたのは、昔、ある程度人がいたときは若者が来たけど、今は逆に企業がPRして、自分の魅力を発信して若者に来てもらうようなことが重要なんだと。ただ一方で、売り出し力が弱いということになったときに、どういう内容のプロポーザルを行って、すばらしいプレゼンテーションができるようになるのかがすごく聞かれると思うんです。ま

ず、プロポーザルで委託先を決定されるということですが、商工政策課としては選定の基準を持たれていますか。

◎**鍵山商工政策課長** 今回、より多くの学生の方に、高知県の魅力、企業を知っていただきたいと思っております。一つはそうした学生を集めるに当たって、斬新な工夫をしていただけたところ、それから多くの企業に参加もしていただいて、企業と触れ合っていたきたいと思っておりますので、特に熱意を持っている企業を集めていただけたところ、そういったところを基準にプロポーザルで求めていきたいと思っております。

◎**横山委員** ぜひ、そういう両者に対して、熱意、広がりを持てるようなプロポーザルの選び方で委託先を決定してもらいたいと思います。高知県に残ってもらうことと企業の魅力を両方売り出していくのも大事と思うんです。もし、大学生が何かIT関係につきたいということであれば、自分で調べていろいろするだろうけれども、県内の企業を知ってもらう、高知県の魅力も同時に知ってもらうところも大事と思うんですけど、その辺に関してはどうですか。

◎**鍵山商工政策課長** 現在、保護者向けに就職情報誌として、県で「高知県Uターン就職サポートガイド」を配布しているんですけども、その中で、例えば、賃金だけではなく、収支で見ると都市圏と余り変わらない状況があります。また、通勤時間が少ないので、自由な時間が多く持てるとか、高知ならではの働きやすさ、そういったこともPRしていますし、セミナーの中でも十分PRしていきたいと思っております。

◎**横山委員** ぜひ、高知ならではの働き方、またさっき最後にありましたけど、説明の丸の3つ目で、今後また働き方改革も進めていくこととも合わさってくると思うんです。高知ならではの働き方改革にもつながっていくこともありますし、そういう観点も踏まえて、高知ならではのセミナーになるように、ぜひよろしく願いいたします。

◎**梶原委員長** 質疑を終わります。

〈産業創造課〉

◎**梶原委員長** 次に、産業創造課の説明を求めます。

◎**有澤産業創造課長** 当課の平成29年度9月補正予算、債務負担行為の補正2件でございますけれども、御説明を申し上げたいと思います。資料ナンバー①、平成29年9月高知県議会定例会議案（補正予算）の7ページをごらんいただきたいと思います。2件の補正のうち、まず1つ目は、一番上の行にありますコンテンツ企業立地促進事業費補助金に係る債務負担行為の限度額の増額変更をお願いするものでございます。コンテンツ産業につきましては、立地が地理的条件に左右されにくく、また大規模投資が必要ないといった特徴があり、本県における立地が期待できる産業分野であると考えております。このため、今回補正をお願いしております、立地初期の投資に対する補助金や人材の育成確保の取り組みなど、本県ならではの支援策をいたしまして、コンテンツ企業の誘致活動を積極的に進

めてきたところでございます。その結果、首都圏のゲーム関連の2つの企業による合弁会社や人工知能の研究開発企業の子会社などの新たな企業の立地につながり、本年9月末までの累計で約150名の新規雇用が生まれるなどの成果が出てきているところでございます。

今回の補正の内容につきましては、青色のインデックス、商工労働部の議案補足説明資料の2ページ、赤色の産業創造課のインデックスのついたA4横書きの資料でございます。こちらで御説明をさせていただきます。右上に記載をしておりますけれども、平成29年度に立地する企業への3年間の補助期間における債務負担行為限度額として、当初は4,660万8,000円をお認めいただいております。この限度額につきましては、当初予算時点における平成29年度の立地の見込みを踏まえながら、企業のスピードに合わせて迅速に対応しますとともに、指令前着手を防止しますため、あらかじめ枠予算として確保させていただいた金額でございます。これに対して、本年度は、企業誘致が順調に進み、新規雇用数などの事業規模が想定を上回る見込みとなりましたことから、執行予定額が1億528万7,000円となりました。このため、5,867万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、今回の補正に係る立地企業、立地見込み企業について、御説明をさせていただきます。表の上段、株式会社AVOCADOでございます。ゲーム関連企業の新規の子会社として、本県におきましては、今後大きな市場の拡大が見込まれますVR、バーチャルリアリティの技術を生かしましたゲーム開発等を行う計画で、先月、高知市帯屋町において操業を開始したところでございます。設立時の新規雇用につきましては10名、操業開始後3年目の時点では、22名の体制を計画しております。それから、下段の立地見込み企業対応分につきましては、2社の立地を見込んでおります。1社につきましては、フェイスブックなどのソーシャルネットワーキングサービスを活用した、企業や商品の広告宣伝を主な事業として行っている企業の支店の開設でございます。もう1社につきましては、漫画を活用した企業や商品の広告宣伝を主な事業として行っております企業の制作拠点の開設を見込んでおります。これらの本社は東京都でございまして、現在立地に向けた具体的な手続を進めているところでございます。

お手数ですが、資料ナンバー①、平成29年9月高知県議会定例会議案（補正予算）の7ページ、先ほどのページにお戻りをいただきたいと思います。2件目の補正でございます。上から2行目にございます中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金に係る債務負担行為限度額の増額変更をお願いするものでございます。市町村等が整備運営するシェアオフィスに入居する事業者に対しまして、オフィスの賃借料や通信回線使用料などの経費を補助いたしますもので、当初の見込みを上回り、今年度入居見込みの事業者が2社から3社にふえましたことから、補助期間である3年間の債務負担行為限度額としてお認めをいただいております枠予算の433万4,000円を284万1,000円増額いたしまして、717万5,000円に変更をお願いするものでございます。入居見込みの3社につきましては、

1つ目が食品の卸小売を行う事業者、2つ目が河川の保全活動を行いますとともに流域の特産品販売や観光誘客を主な事業とする団体、3つ目が映像制作を行う企業となっております。

今後とも、コンテンツ関連企業やシェアオフィス入居事業者の誘致に努めますとともに、企業同士の協業などによる新規の企業や新事業展開を促進していきますことで、新規雇用のさらなる創出、ITコンテンツ関連の産業群の形成を目指してまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎下村委員 今回、目標の従業員数が10名ということですが、例えば従業員の確保自体を正社員10名で行っているのか、そのあたりどんな考えか、実際それがもう行われているかどうか、そこら辺教えていただけますか。

◎有澤産業創造課長 今回のAVOCADO社の10名につきましては、既に確保ができております。これはほぼ正規職員ということで雇用をしていただいたところでございます。

◎下村委員 コンテンツ産業は、将来性のある本当に大切な事業だと思いますので、そのあたりぜひお願いしたいと思うんですが。

また、賃金バランスが都会に比べてどうしても田舎は低くなりがちだと思うんですけど、そのあたりはどんな感じでしょう。

◎有澤産業創造課長 賃金につきましては、企業経営上の問題、企業のお考えもございませうけれども、私どもとしても、高知県に来たので著しく低い賃金でいいということではなくて、付加価値の高い仕事をしていく企業でございませうので、一定の賃金になるようお願いもしてまいりたいと考えております。

◎下村委員 ぜひ将来性を持って、今後もそれに続いて、どんどんふえていくような体制がとれるように、そこら辺も十分に指導、お願いもしていただきながら、今後も引き続きやっていただけたらと思います。

◎横山委員 150人、すごく頑張られていると思って見ました。さっき下村委員も言われていましたけど、これから伸びてくるバーチャルリアリティー、そういうのもどんどん伸びてくるという中で、コンテンツ産業は期待される分野だと思うんですけども、アプリ開発人材育成講座を土佐MBAでやっていますね。さっき言われたことと関連するんですけども、県が積極的にそういう人材育成をしているのと、この企業の誘致の連携、マッチングは事例としてあるんですか。

◎有澤産業創造課長 アプリ開発人材育成講座は、昨年度からずっとやっております。少し上級編になりますけれども、応用編をことし秋から冬にかけて4カ月ぐらいでやるんです。この応用編の中では受講者に来ていただいて、講座をやるわけでございますけれども、

実際に動くゲームやスマートフォン・パソコン上で動くアプリケーションを開発していただく。実は県内のコンテンツ企業から人を派遣していただいております、県内の企業の社員がプロジェクトマネージャーということで、受講生と1つのグループをつかって、開発をしていただく。その中で、私どもこのアプリ開発人材育成講座では、人材育成と県内企業とのマッチングを目指して、それも一つの大きな目的として実施しております。昨年度の講座の中でも、修了された方が県内のコンテンツ企業に就職されており、目標としても、企業に就職することを設定してございますので、そこについては一定成果も出てきているところでございます。そういう目的を持って、今年度も取り組んできたいと考えております。

◎横山委員 アプリ開発人材育成講座が人材育成と企業とのマッチングであったり、企業をどんどん促進するような形になっていただけたらありがたいなと思います。

また、中山間地域のシェアオフィスは、中山間地域で雇用が生まれたり、すごく大切な事業だと思うんですけども、その周りに対する雇用であったり、地域の中でシェアオフィスを開くことによって経済への波及効果があるとか、何か事例があったら紹介していただきたいと思います。

◎有澤産業創造課長 シェアオフィス自体の入居企業で雇用が生まれた数としては、現在24名の雇用が生まれております。うち、20名は県内からの雇用で、4名が移住によって高知県に来ていただいて、シェアオフィスの中の企業で働いていただいております。そういったシェアオフィス、例えば、コンテンツIT系の企業が出てくることによって、少し地域との連携が生まれてきているとお聞きしております。

◎大野委員 雇用奨励金ですけども、補助が定額ですよ。正規職員、非正規職員でたしか差があるんじゃないかなと思います。この考え方は変わらないんですよ。

◎有澤産業創造課長 正規職員と非正規職員ですと、当然、定額の中身を変えております。正規職員の場合は120万円でしたけれども、非正規職員の場合は40万円ということで、3段階に設定しております。80万円の場合もございますけれども、例えば、非正規職員で最初は雇用されて、その後、正規職員になった場合には、その差額をお支払いをする仕組みも構築しております、私どもとしては正規職員への誘導策も補助金の要綱の中に組み込みながら、企業ともさらにお話ししながら進めていくことで考えております。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎梶原委員長 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎栗山参事兼工業振興課長 当課の平成29年度9月補正予算につきまして御説明させていただきます。資料②議案説明書(補正予算)の31ページをごらんください。海洋深層水研究所において、海洋深層水商品を製造しています企業等への分水に使用しております取

水施設の改修及び取水ポンプの取りかえ修繕を行うものでございます。これらは海洋深層水の取水を開始しました平成元年当時に設置したもので、一般的な耐用年数が15年であるのに対しまして、既に28年が経過していることや、海に面した立地のため、塩害による腐食も進んでいることから、修繕のための補正予算、1,698万4,000円を計上させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈企業立地課〉

◎梶原委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎土居企業立地課長 当課からは提出議案であります1号議案の9月補正予算につきまして御説明させていただきます。今回の補正予算は、企業立地に関して企業の設備投資等に対し補助を行います、企業立地促進事業費補助金につきまして予算の増額をお願いするものです。資料②の定例会議案の32ページをお願いいたします。右端の説明欄に記載していますように、企業立地促進事業費補助金につきまして、8億3,629万円の増額補正をお願いするものです。

このたびの増額の補正となりました内容につきまして、青色のインデックス、商工労働部の議案補足説明資料の赤色のインデックス、企業立地課のページ、A4横の資料で御説明させていただきます。左上をごらんください。当初予算額の現年分と明許繰り越し分を合計しました13億6,287万2,000円に対しまして、本年度は過年度の債務負担行為により交付決定済みの補助事業の完了により、21億9,916万2,000円の執行が見込まれることとなりました。そのため、債務負担行為の現年化に伴い不足する8億3,629万円につきまして、今回、増額補正をお願いするものです。各企業への補助金の支出予定額としましては、表の右から3列目、平成29年度の欄のとおりでして、これに枠予算としまして、下から2つ目の欄にございます5,000万円を計上させていただきます、欄の最下段にAの表示がある欄にございますように、合わせまして21億9,916万2,000円の本年度中の執行を見込んでおります。

ここで幾つかの企業の設備投資の状況を説明させていただきます。ナンバー3のグローリープロダクツ株式会社は、本社が兵庫県にあり、金融機関向けや遊技用機械向けなどの紙幣や硬貨の入出金機等の製造を行っている企業で、昨年、佐川町に進出いただき、この3月から一部操業を開始して、フル操業時には130名体制での操業を計画しております。ナンバー5のYAMAKIN株式会社は、本社は大阪にありますが、本県を製造拠点としており、歯科材料の新製品が保険適用になったことから、大幅に受注量が拡大したこ

とによりまして、香南工業団地に工場を増設したものでございます。ナンバー 8 の三昭紙業株式会社は、土佐市でパルプ、紙、紙加工品の製造を行っており、主要取引先からのウエットティッシュ、化粧品、介護用品、キッチンペーパー等の増産要請への対応のために、工場を増設するものでございます。表に記載があります企業 9 社のフル操業時には合計で 100 億円を超える出荷額の増加と、約 360 名の県内新規雇用が見込まれており、県内新規雇用につきましては現時点におきましてほぼ充足に至っている状況でございます。各企業に対しましては、引き続き人材確保の支援など、アフターフォローをしっかりと行い、早期にフル操業となりますよう支援してまいります。

以上で、企業立地課の説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、商工労働部より 3 件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈商工政策課〉

◎梶原委員長 まず最初に、「第 3 期産業振興計画 v e r . 2 (商工業分野)の取り組み状況等について」、商工政策課の説明を求めます。

◎鍵山商工政策課長 私からは、高知県産業振興計画(商工業分野)の平成 29 年度上半期の進捗状況について御報告をさせていただきます。なお、今回御説明をさせていただく内容につきましては、9 月 5 日に開催されました、高知県産業振興計画第 1 回商工業部会の概要を取りまとめたものでございます。

お手元にお配りしております商工農林水産委員会資料(報告事項)の赤いインデックス、商工政策課の 1 ページをお開きください。まず、第 3 期産業振興計画 v e r . 2 の上半期の進捗状況等について御説明をいたします。資料一番上の記載にございますように、商工業分野では、製造品出荷額等の増加に向けまして、地産のさらなる強化と外商のさらなる拡大、さらにその成果を拡大再生産へとつなげる取り組みを進めております。製造品出荷額等につきましては、この後、工業振興課から詳しい報告がございましたが、先月 25 日に発表されました平成 28 年経済センサスー活動調査によりますと、平成 27 年の製造品出荷額等は 5,673 億円余りと、平成 28 年の目標でございます 5,600 億円を前倒しで達成をしておりますので、平成 31 年の 6,000 億円の目標へ向けまして、これからも着実に取り組みを進めてまいります。

商工業分野におきましては、1) 絶え間ないものづくりへの挑戦を初めとする 5 本の柱

のもとに取り組みを進めております。それぞれの柱から主な取り組みをピックアップして、その進捗状況について整理をさせていただいております。それぞれの項目につきまして、平成 29 年度上半期におきましては、ほぼ計画どおりに取り組みが進んでございます。特に動きのあった取り組みについて、ピックアップをして御説明を申し上げます。

まず、1) 絶え間ないものづくりへの挑戦の 1 つ目の丸、防災関連産業のさらなる振興でございます。防災関連産業につきましては、防災関連製品に携わる企業などの掘り起こしを行い、8 月末時点での防災関連産業交流会の参加者数は 172 社、防災関連製品の今年度新規認定製品は 6 製品で累計 127 製品となっております。また、6 月 20 日に「防災製品サポートデスク」を設置いたしまして、資料では 7 月末の数字になっておりますけれども、8 月末までに 23 件の相談をいただいております。また、防災関連認定製品の今年度上半期の売上実績につきましては、10 月中の把握に向けて現在調査中でございます。今年度の到達目標へ向けまして、「防災製品サポートデスク」に寄せられた開発ニーズの情報や、現場のニーズなどの情報を県内メーカーへ提供しマッチングを強化するなどして、新製品の開発、掘り起こしにつなげてまいります。

次に、2 つ目の柱でございます、2) 事業者の持続的発展の支援の 3 つ目の丸、高知版 I o T の推進でございます。これまで昨年度に立ち上げました、高知県 I o T 推進ラボ研究会の会員企業の参加による農林水産業などの現場訪問等を通じて課題抽出を行うとともに、抽出された課題とシーズを持つ I T 事業者とのマッチングを進め、プロジェクト創出の取り組みを進めてまいりました。その中で、生産性向上の手段では I o T だけではなく、機械化、ソフト的な改善策などさまざまなものがあり、その中から最適なものを選択していくことが重要なことがわかってまいりました。上から 3 つ目のぼつにございまして、第一次産業などにおける生産性向上に向けたプロジェクトチームを設置し、高知県 I o T 推進ラボ研究会や産業振興センターが事務局として実施しているものづくり地産地消推進会議の取り組みをもう一段強力で推進する生産性向上プロジェクトに新たに取り組もうとしておるところでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。3 つ目の柱でございます、3) 外商の加速化と海外展開の促進の 1 つ目の丸、ものづくり地産地消・外商センターによる外商促進でございます。東京営業本部による企業団体や自治体への訪問を行い、特に大手商社のほか、地方自治体に入札権を持つ地域商社との連携強化を図っております。平成 29 年 4 月から 8 月までの集計の成果額は約 20 億円と、昨年同時期の約 15.5 億円と比較しましても約 1.3 倍となっております。実績があった企業数は 97 社で、昨年同時期の 73 社の約 1.3 倍と成果額と同様に増加をしております。

次に、4 つ目の柱でございます、4) 企業立地や起業の促進の 1 つ目の丸、コンテンツ産業の振興でございます。コンテンツ産業では、コンテンツ関連企業立地助成制度や人材

の育成確保策等を生かした誘致活動を展開し、補正予算議案で御説明をいたしましたとおり、1件の立地が決定し、今後2件の立地を見込んでおりました、今年度の到達目標は達成できる見込みとなっております。また、コンテンツ産業の人材確保のため、首都圏在住のIT・コンテンツ人材や首都圏コンテンツ関連企業とのネットワーク化を図り、高知県への移住や、立地や起業、県内企業との事業連携などにつなげるよう取り組んでおります。先月9日には高知家IT・コンテンツネットワーク交流会を東京で開催し、100名を超える方に参加をいただいております。

次に、5つ目の柱でございます、5) 産業人材の育成・確保の1つ目の丸、就職支援の推進でございます。新規高卒者、大卒者の県内企業への就職促進につきましては、これまで高等学校におけるインターンシップ事業の実施や保護者向けの就職情報誌であります「高知県Uターン就職サポートガイド」の配布などを行ってきました。しかしながら、県内の雇用情勢は高校生、大学生ともに新卒者の求人倍率が大幅に増加するなど人手不足感が一段と高まってきており、取り組みを強化したいと考えております。具体的には高校生、大学生がより多くの企業と接する機会をつくることなどで県内就職への関心を高め、また官民が連携して幅広く広報活動を行うことによって、県内就職に向けた行動を促していきたいと考えております。

3つ目の丸、事業者の維持・発展に向けた人材の定着・確保対策の推進でございますが、新規高卒者の離職防止や従業員の定着に向けたセミナーの開催、「ワークライフバランス推進企業」の認証の推進に取り組んでおります。また人材の確保という観点からは、企業における従業員の処遇改善を図っていくような取り組みが重要だと考えておりますので、企業の事業戦略、経営計画の策定実行支援の中で、労働環境整備の働きかけを行う取り組みを進めていきたいと考えております。

最後に、専門部会での評価と主な意見でございます。商工業部会においては、平成29年度上半期の取り組みはおおむね順調に進んでいるとの評価をいただいております。また、部会員からいただいた意見としましては、「防災関連製品について、自治体だけではなく、民間へのアプローチ、例えば、工場などの事業所への売り込みといった手法も考えてほしい」。また、「生産性の向上という観点から、効率化のみならず付加価値を高めるためのIoTについても進めてもらいたい。観光分野でのIoTの活用は大きなビジネスチャンスだと思う」。また、「県内就職を推進するためには、中学生ごろから企業の情報を提供していく必要があると思う。子供の就職には両親を含めて子供の将来を教育することが必要ではないか」などの意見を頂戴いたしております。このほかにも記載しているような意見をいただきまして、いずれの意見についても重要なものと認識をしておりますので、今年度、また、来年度に向けてバージョンアップや見直しにつきまして検討を進めてまいります。

以上で御報告を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎下村委員 今ちょうどインドネシアから J I C A の関係で防災リーダーというか、若手の国の防災に関する人たちが 13 人、高知に来られているんですよ。そこに対する、こういう防災の関連のいろんな売り込みがプログラムの中に組み込まれていればオーケーだと思うんですけど。今ちょうど黒潮町を中心にいろんなところで防災がどうやられているかを勉強するというので、ついこないだ高知に入られたんですけど、そのあたりどうでしょうか。アプローチはされているのでしょうか。

◎栗山参事兼工業振興課長 そちらの話はうちにも来ておまして、防災の製品の御案内をさせていただいています。黒潮町への訪問についても、今後、情報をしっかりと収集して、また売り込みというか御紹介をしていきたいと思っております。

◎下村委員 来られたときに、私が黒潮町出身ということで呼んでもらって、お話しさせていただいたときに、すごく熱心な本当に前向きな防災リーダーのメンバーばかりだったんですよ。ぜひこういう防災関連のものを紹介なりしてあげると、今度インドネシアも積極的に関連もできますし、つながっていくのかなと思ひまして、情報提供という形で出させてもらいました。

◎上田（貢）副委員長 この 9 月 9 日に東京で高知家 I T ・コンテンツネットワーク交流会が行われたということですが、実は私も若いクリエイターを集めて、N P O を立ち上げる準備をしています。デハラユキノリさんも参加していただいていますし、今週、安藤桃子さんにもお会いします。高知にいらっしゃるクリエイター、若い方、そういう方との交流もぜひ御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎有澤産業創造課長 首都圏ネットワーク事業は産業創造課で所管しておりますので、お答えをさせていただきます。首都圏のクリエイターもそうでございますけれども、県内のクリエイターには、交流の場が非常に重要だと認識しております。県内にもクリエイターで構成されている勉強会が幾つかございます。例えば、私どものアプリ開発人材育成講座をやった後に勉強会の方に来ていただいて、取り組み内容とかを御紹介いただくとか、そういった取り組みも今年度始めたところでございますので、そういうクリエイターの勉強会同士の交流についても盛んにしていきたい。また、副委員長にも御相談をさせていただきたいと思っております。

◎上田（貢）副委員長 安藤桃子さん自身も桃子塾をつくって、何か仕掛けを考えているようです。ぜひ、そういうことでよろしくをお願いします。

◎横山委員 事業戦略策定もここに書かれていまして、いろいろ今進んでいるということなんですけど、地域地域に小さな商工業者がいて、そこに対しては地元の商工会などが対応していると思います。ここに地域の事業者の経営力強化ということで、この 2 ぽつ目にある経営指導員の指導力向上に向けた研修は、どのような研修内容か教えていただけます

か。

◎谷本経営支援課長 その研修につきましては、今、ちょうど9月から10月にかけて、県内7ブロックで開催しております連絡会議の中でやっておりますもので、講師は高知商工会議所の経営指導員にお願いしております。その経営指導員の方は、中小企業大学校から依頼をされて講師をするスキルを持った方ですので、非常に詳しく、なおかつわかりやすい説明の仕方が評判の方です。その方にお願いして、県内の指導員全体のレベルを引き上げようという狙いでやっております。

◎横山委員 実際、現場の商工会の地域を回って、いろんな悩み事を聞いてアドバイスする現場の第一線の方が経営指導員の方だと受けとめています。大変重要だと思いますので、ここら辺も継続してよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、これも説明外のことで申しわけないんですけど、1ページの一番下のぼつの高知市中心商店街と中山間地域との商業者間連携、大変いいなと思ひて見させていただいたんですけど、どのようなことをされているのか、これからしようとしているのか、御説明いただきたいと思ひます。

◎谷本経営支援課長 中山間地域で、商店になかなか豊富な品ぞろえができないといった事情がございまして、中山間地域でお買ひ物する方がいきなり遠くに出てしまうことで商圏が遠くになってしまう実態があります。一方で中心商店街、高知市の中心の方もより多くのものを売りたい、いろいろな思ひがありますので、中山間地域の商店と高知市の商店が共同配送などの仕組みを使うことで物をやりくりする。ふだんは中山間地域の店舗に商品は並んでいないんだが、こういうものが欲しいと言へば、それが割と早く届くような仕組みをつくって、県内の商店それぞれが潤うようにしていく仕組みを考えております。

◎横山委員 双方向でということ、大変すばらしい取り組みだと思ひていますので、前進することを期待しております。

◎梶原委員長 専門部会での評価、そしてただいまの御説明でも、平成29年度上半期についてはある一定の成果、手応えも感じられておられる状況でございしますが、もちろん当商工労働部の皆さんの御努力もあり、また県内各現場の民間事業者の御努力もあり、あわせて、国の経済動向等々の後押しもあつてのことだと思ひます。先ほど御説明の中にもありましたけれども、現在も国においても、働き方改革の動き、今後、生産性革命の動きがあるなかで、さまざま機を捉まえて個々の政策、そして産業振興計画全体にさらに磨き上げを今後ともかけていただきますようお願いいたします。

以上で質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎梶原委員長 次に、「平成28年経済センサスー活動調査 製造業（高知県分）に関する集計結果について」、工業振興課の説明を求めます。

◎栗山参事兼工業振興課長 9月25日に国から平成28年経済センサスー活動調査結果、製造業に関する確報の概要の発表がございました。その本県分の概要に関しまして御説明させていただきます。

まず、経済センサスー活動調査は経済活動の多角化に合わせまして、2012年にスタートした新しい調査で、全産業、全事業所を対象といたしました5年ごとに行われます大規模調査となっております。今回2回目の調査となっております、工業統計調査とは調査時期や調査方法に違いがあることから、厳密には工業統計調査の数値と接続しない部分がありますので、数値の解釈に当たっては御留意いただければと思っております。

資料に基づきまして説明をさせていただきます。別冊の参考資料、「平成28年経済センサスー活動調査 産業別集計（製造業）に関する集計結果（確報 概要版）」の4ページをお願いいたします。従業者4人以上の事業所を対象にしました調査結果でございます。まず事業所数は、1,173事業所。昨年と比べまして130事業所の増、対前年比プラス12.5%、全国平均がプラス7.5%になっておりまして、高知県の伸び率は全国順位は3位となっております。

次に、従業者数は2万4,518人。昨年と比べまして821人の増、対前年比プラス3.5%、全国平均がプラス1.3%となっております、全国順位は9位となっております。これは食料品分野を筆頭に企業収益の改善によります雇用意欲の高まりが大きな伸びにつながったと考えられます。また、県による担い手の育成確保の取り組み、例えば、「土佐まるごとビジネスアカデミー」や「高知暮らしフェア」等の移住・就職イベントなどを積極的に展開してきたことが今回の結果につながっているものと考えております。

次のページ、製造品出荷額等でございます。5,673億2,577万円と、昨年と比べまして413億円余りの増、対前年比プラス7.9%、全国平均がプラス2.9%となっております、全国順位は12位の結果となっております。この製造品出荷額等につきましては、全国46位と8年ぶりに最下位脱出となりました。沖縄県が大幅な減少となったという要因もありますが、県内事業者の「地産」「外商」「拡大再生産」に対する力強い活動と、それを後押しします県の産業振興計画という官民一丸となった取り組みによりまして、本県経済が着実によい方向に向かっていることのあらわれではないかと考えております。

製造品出荷額等の内容につきまして、詳細説明をさせていただきます。10ページと11ページをお願いいたします。製造品出荷額等の内容につきましてなんですが、11ページ、上の表の一番上の合計のところに数値が載っております。数値が出ています19業種中16業種が前年に比べ増加したという状況でございます。この増加の主なものでございますけれども、金額の順番になります。まず、食料品が前年比プラス13.1%の100億7,000万円の増となっております。これは地産外商の強化、戦略的なプロモーションの展開のほか、「高知家・まるごと東部博」の開催によります観光客の増加などで、高知ならではの地域

資源を生かした商品の売り上げ増加、ユズの輸出額の拡大等が貢献しているものと考えております。次に、31番の輸送用機械が前年比プラス29.2%の80億1,000万円の増となっております。これは、円安で受注コスト競争力が上がったことによります船舶受注量の増加や、公共事業、オリンピック関連事業に向けての設備投資や建設需要が好調だったことが貢献しているものと考えております。次に、24番の金属製品が前年比プラス48.7%の66億4,000万円の増となっております。これは帯屋町CENTROや高知城歴史博物館、新図書館、高知県立大学永国寺キャンパス、次世代施設園芸ハウスといった大規模施設の建設ラッシュによります建設用・建築用金属製品の需要増によるものではないかと考えております。また、住宅耐震補強工事件数の増加等も影響しているものと考えております。また、出荷額の構成比で上位を占めております14番のパルプ・紙は前年比プラス3.1%で18億2,000万円の増、26番の生産用機械は前年比プラス7.4%で37億4,000万円の増となっております。パルプ・紙につきましては、円安によりマスクやトイレットペーパーなど衛生商品のインバウンド需要が好調だったこと。生産用機械につきましては、東日本大震災から復旧・復興工事や国土強靱化施策に基づく海岸、河川、堤防などの社会インフラに対する事前防災工事等の受注増によるものと考えております。

一方、減少となった業種では今回の調査では3分野のみとなっております、減少額の大きい順に、まず11番の繊維が前年比マイナス7.2%で12億3,000万円の減となっております。これは取引先の海外進出による化学繊維の需要減に伴う工場閉鎖や、企業買収による生産調整等が要因と考えております。次に、22番の鉄鋼が前年比マイナス2.3%で8億8,000万円の減となっております。これは海外の鉄鋼需要減少の影響や、中国からの高水準の輸出を背景といたしました鋼材、半製品価格の下落等が要因と考えております。最後に16番の化学が前年比マイナス0.8%の6,000万円の減となっております。減少とはなっておりますが、出荷額の規模が大きな事業所が10番の飲料・飼料に分類替えとなっております、それが大きな要因となっていると考えられます。分類替えとなった事業所の出荷額等へ比較しましたところ、今回の減少額は少額であること、また県内企業による農薬等の海外販路拡大が進展していることなど、この分野における実質的な影響は悪くないと考えております。

それから、この表の中で17番の石油・石炭や20番の皮革製品、23番の非鉄金属ですが、こちらの欄はバツという表示となっております。これにつきましては、統計表上産業分類に該当します事業所の数が1もしくは2とか少ない分ということで、事業所が特定されます可能性がありますことから、秘匿扱いとしているものでございます。

今回の調査結果につきましては、産業振興計画のもとで重点的に取り組んでおります地産外商を力強く進めるサポートの充実と国外展開の取り込みにより、好調なインバウンド需要等の取り込みにつながっているものと考えております。現在も景気の回復基調は継続

しておりますので、こうした流れを一過性のものとせず、本県経済の活性化の傾向を確固たるものとするため、今後とも産業振興計画に基づいた取り組みを官民一丸となって全力で進めていかなければならないと思っております。企業の事業戦略策定支援や、ものづくり、地産地消の推進など、本県製造業の競争力を強化しまして、引き続き力強いものづくり産業への体質強化を図ってまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎土森委員 なかなか、よく頑張っていますね。やっと最下位脱出か、うれしいね。沖縄県を抜いたということですか。

◎栗山参事兼工業振興課長 沖縄県は、昨年から比べると石油製品の企業が撤退したことで1,000億円ぐらいの減がありまして、その分もちろん関係しておりますけど、高知県が400億円伸びたこともありますので、そういうところで最下位脱出となりました。

◎土森委員 沖縄県のエラーで46位。しかし実質的に随分伸びていまして、これも産業振興計画の政策が本当に順調に伸びているということでしょう。それと、いつも思うことですけど、産業振興計画を進めていく中で県と市町村が一体となって高知県の産業を何とかしたいという環境ができ上がったことが一番だと思いますよ。それを受けて地元の企業も今までと違ったような投資もしていくし、それに対して県は補助金も出していく。各市町村においても、何かやれるなという気持ちを持ち続けることができている非常にいい環境になっていまして、話にもありましたように、まだまだ今から伸びていくと思っておりますし、どこの企業の人たちと話をしてみても、本当に最近目の色が違ってきています。何かやればこの会社伸びると。そのことに対して、行政が随分支援をいただいている、そういう後ろ立てがあるということで自信を持ってきましたね。これはいいことで、ぜひ全国比、例えば従業員数も3.5%の伸びですね。それから、製造品出荷額も7.9%も伸びるといって、これは高知県で以前からは考えられないです。そういう状況まで進んできているということで、伸び率の一番を目指して頑張っていくと。全国平均何位という話がありましたが、全国平均一番ですと言えるように、ぜひ、官民一体となって頑張っていけるような状況をなおつくり上げる力を入れてやってほしいと思っておりますので、よろしく願います。高い評価をします。

◎横山委員 大変、勇気づけられるというか、またこれからいろいろもっと前に進むように御期待を申し上げます。さっき課長が御説明されていましたが、パルプ・紙が3%ぐらい伸びているというところで、インバウンドのマスクの消費とか、いろいろ伸びてきていると少し御説明されました。外からインバウンドがふえることによって、マスクとかおむつなどを買っていくのはニュースでも見たことがあるんですが、この3%の伸びはどう分析されて、高い伸びなのか、本来なら高知県としては、もっといっておきたかったこと

なのか、紙産業に関して御説明いただけますか。

◎栗山参事兼工業振興課長 紙産業の振興につきましては、今、行っているんですが、平成31年の目標に690億円を掲げて取り組んできているところです。1年前倒しで目標達成するような伸びになっており、十分よく伸びているのではないかと考えております。

◎横山委員 そうですか。ぜひ、これからもよろしく願いいたします。

◎梶原委員長 先ほど産業分類別の増減の要因を御説明いただいたんですが、あわせて下に従業員規模別の製造品出荷額の動向の中で、これだけ世の中全体の経済の動向があれば、規模の大きいところが強いのかということもあるんです。これを見たら従業員数4人から9人のほぼ零細のところも平成26年から平成27年の伸びがかなり大きい。従業員数50人から99人の20.5%以上に増減率でいえば高い。そのことと、先ほど御説明いただいた事業所数が1割以上ふえたことも関係する気もするんですけど、いわゆる零細の部分がこれだけ伸びた要因とか、産業別ではなかなか難しいと思いますが、この辺の分析はどのようにされていますでしょうか。

◎栗山参事兼工業振興課長 この年は国が金融緩和の形で、ある程度、円安が定着、安定したということがありました。輸出、それから先ほど言った観光客が来るインバウンド需要がすごく増加したことがありまして、下請をされていまして従業員数1人から3人の規模の事業所が、景気が好調だということで雇用を進めて、従業員1人から3人規模の事業所が4人以上の事業所になったことが一番の要因かと思っています。

◎中澤商工労働部長 補足をよろしいですか。これは先ほど土森委員からもお話がありましたけれども、特に各地域の事業所数の増に、我々も非常に注目をしておりまして、全体としては4人から9人が107事業所、恐らく上で見ると食料品が40事業所ぐらいふえている。食料品が金額で見ても製造品出荷額で100億円ふえているわけです。これは、それこそ地産外商で地域地域においていろんな商品をつくっておられる方、あるいはつくり始めた方、原材料をつくり始めた方がいらっしゃって、それを地域で加工したものを地域で商社をつくって売っていきこうという動きが現実的に地域地域で広がってきております。こういった先ほど委員のおっしゃったような、地域でやればできるという事業所がふえてきたことが、この食料品分野で非常に端的にあらわれてきている。この金額を見ましても、従業員規模の小さい事業所ですけども、その数がふえてきているのは、相当その部分の押し上げがあったのではないかと実感しております。

◎梶原委員長 部長がおっしゃられたように、まさに食品加工分野では産業振興計画でかなり力を入れて取り組んだ成果のあらわれであるという認識でよろしいですか。

◎中澤商工労働部長 はい。

◎梶原委員長 以上で、質疑を終わります。

〈経営支援課〉

◎梶原委員長 次に、「須崎商工会議所における定期監査について」、経営支援課の説明を求めます。

◎谷本経営支援課長 須崎商工会議所の定期監査における現時点で判明している内容につきまして、御報告させていただきます。商工農林水産委員会資料（報告事項）、青のインデックスの下、赤のインデックスで経営支援課となっているところをお開きください。

まず、事案の概要でございます。県では、昭和 35 年度から高知県小規模事業経営支援事業費補助金により、地域の商工業者を支援している商工会議所、商工会及び商工会連合会に対しまして、組織率や地区内の事業者数、取り組む事業等に応じて、事務局長や経営指導員などの人件費、活動経費を補助しております。今年度の定期監査におきまして、須崎商工会議所が適正に把握されていない商工業者数や会員数で算定した組織率をもって、事務局長等設置費を県に申請し、補助金を受領していたことが明らかとなりました。補助額は平成 28 年度で年額 449 万円となっております。補助要件は幾つかございますが、今回問題となったのはその中の組織率でございます。須崎商工会議所の場合、地区内の商工業者数に対する普通会员の割合が 50%以上あることが求められております。ところが、須崎商工会議所からの昨年度の報告で会員数が 818 名、地区内の商工業者数は 1,559 名で、このときは組織率が 52.4%となっておりますが、監査の結果、組織率が 50%に達してないということがわかりました。

これまでの経過でございますけれども、8月18日に外部の方から私どものもとに、須崎商工会議所が会員数を水増ししているという情報が入ってまいりました。須崎商工会議所への定期監査を9月4日に予定しておりましたので、会員数に重点を置いた監査を行うこととしました。この現地での監査の中で、1つ目としまして、商工業者数の把握の根拠が不明確であったこと。2つ目としまして、会員数が県に報告していた数よりも実際は少ないということ。3つ目としまして、ほかの会計からの繰入金を会費として処理をしていた。この3点が判明したため、その理由などについて報告するよう指示をしたところです。9月11日に、須崎商工会議所から報告がありまして、まず、商工会議所数につきましては、県に報告していたその数は、20年ほど前に全件調査した集計表をもとに開業や廃業の情報をもって加除をしていたもの。2つ目に会員数につきましては、県に報告していた会員数は前年度報告数に入会・退会の届け出を受けて加除をしていた。ところが、業種別に整理する際に、例えば製造業と卸売業、あるいは飲食業と小売業といった両方に記載があったケースや、廃業した事業所が名簿上は削除されずにそのまま残っているというチェックが不十分なところがあった。加えて、会費の収納状況との照合も十分できていなかった。最後に、3つ目ですが、ほかの会計からの繰入金につきましては、平成24年度から会費収入の予算額に合わせるために、一般会計に会費として繰り入れをしていたということでした。

次のページをお願いいたします。これらの報告を受けまして、9月16日から25日にか

け、平成 24 年度から平成 28 年度についての事実確認及び補助要件の基礎となる数字を確定するための作業を行いました。まず、私ども県が行いました作業でございます。補助金交付要綱に規定しております関係帳簿類の保管期間であります平成 24 年度から平成 28 年度について、年度ごとに会員名簿と総勘定元帳や通帳、領収書の控え等を 1 件 1 件突合しまして、会費の請求、徴収状況から全ての会員数を確定し、その中から、組織率算定時には除外することとなっております定款会員や特別会員を特定して除外しまして、普通会员の数を確定する作業を行いました。次に、須崎商工会議所が行いました作業ですが、須崎商工会議所等の職員、総勢 14 名で現在の地区内の商工業者名簿をもとに、電話や実地訪問、また業界団体への問い合わせなどによりまして、業種、創業時期、従業員数等を確認し、平成 24 年度から平成 28 年度までの各年度の商工業者数を把握し直しました。これらの作業は、私ども県の監督のもとで行っていただきました。この作業により、下の表にありますとおり、各年度の組織率を算定することができました。

大きな 3 番目でございますが、事実確認をした内容でございます。まず、(1) です。①須崎商工会議所は地区内の商工業者数を適正に把握できておらず、その結果、実態とは異なる、実態よりも大きな数字を県に報告をしておりました。また、②の会員数も商工会議所内部での連絡、連携が不十分で適正な管理ができておらず、その結果、実態と異なる大きな数を県に報告しておりました。さらに、③でございますが、会費収入の予算額に合わせるために、ほかの事業会計からの繰り入れが行われておりました。次に、(2) ですが、この繰り入れをすることによりまして、実態と異なる会員数に見合った会費収入となりまして、外形上、補助要件を満たす、結果的にそうなることについて一定認識があったことも確認しております。なぜ、このような繰り入れをしたのかでございますが、専務理事の手元で管理している会員数が、これはそもそも正確性を欠いたものなのですが、前年度から大きく会員数は減っていない中で会費収入だけが大幅に減るといふ決算報告を総会に上げるわけにはいかないと、この不足分を埋め合わせる心理が働いて、ことしも 200 万円くらい繰り入れをする必要があると安易に処理をしてしまったと説明をされております。次に、(3) でございますが、定期監査及び引き続き実施した作業で確定した年度ごとの商工業者数、普通会员数や組織率はその表にあるとおりでございます。いずれの年度も組織率は 50% を下回っておりまして、事務局長等設置費の補助要件を満たしていないことを確認しております。

4 番の今後の対応でございます。今後、須崎商工会議所に対しまして、高知県補助金等交付規則及び高知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の規定に基づきまして、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間につきまして、事務局長等設置費に係る補助金の交付決定の一部取り消しを行い、返還を求めてまいります。なお、平成 23 年度以前につきましては、今後さらに調査を行い、事実関係を確認した上で、必要があれば適切な対応を

いたします。

次のページをお願いいたします。最後に2点、報告させていただきます。まず、県内のほかの商工会議所、商工会の状況でございます。須崎商工会議所以外の5つの商工会議所につきましては、9月5日から9月15日にかけて、各商工会議所、現場での定期監査を行いました。須崎商工会議所の事案を受けまして、商工業者数、それから会員数を重点的に確認する方針で臨みましたが、定期監査の日程、時間の制約もありまして、十分に確認できなかった部分もありましたので、現在、追加の資料提出も求めながら、確認作業を継続しております。また、県内に25あります商工会につきましては、8月までに既に定期監査が終了しておりますが、高知県商工会連合会を通じまして、今月中に商工業者数、会員数等を再確認するよう指示をいたしております。

次に、今後の指導のあり方でございますが、地域の商工業者の実態把握や経営改善に向けた支援は、商工会議所、商工会が主体的に行っておるところですけれども、県といたしましても、定期監査の内容の充実はもとより、商工会議所への定期訪問や商工会連合会が各商工会に対して行います適正化指導に同行するなど、さまざまな機会を捉えまして、その実態の確認、指導に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告させていただきます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 50%の組織率ということですが、須崎商工会議所だけが低くて、ほかは60%、70%あったりするものなんですか。ほかの商工会の組織率は大体どれぐらいのものなんですか。

◎谷本経営支援課長 大体50%を超えていないところは、瞬間的に超えてない場合があったりするんですが、その場合には会員確保の取り組み努力をさせて回復させる改善指導をしておりまして、基本的には50%を超えております。

◎横山委員 本県は特に地域の経済状況が上がっているんで、恐らく組織率もこれから上がってくるし、魅力ある商工会議所になってくると思うんですけども、その50%の組織率は、何か国で決まっているとか、県が決めていることなんですか。

◎谷本経営支援課長 現在は県の補助制度になっていますので、県で決めておりますが、もともとは国の補助制度を引き継いだものですので、考え方は踏襲しておるところです。

◎横山委員 これからまた組織率を維持して、事務局長の経費も商工会だけで賄うとなるとなかなか大変だと思うので、こういうことを受けて組織率の問題も、今後考えていかなければならないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◎今城委員 関連して。組織率は50%付近に全部のところがおるんですか。

◎谷本経営支援課長 県内、全部で31ある商工会、商工会議所のうち、事務局長を設置しているところが22ございます。そちらは当然その要件がありますので、超えております。

その他に超えていないところもございまして、そちらについては県の補助金では設置しておりません。特に都市部、高知市。高知の商工会議所は、都市部の大きな要因としまして、なかなか皆が入らないこともありますので、そういった低いところもございまして。

◎今城委員 組織率の高いところで60%とか70%とか、大体のボーダーを知りたいんですけど。

◎谷本経営支援課長 数字だけ見ますと梶原町の商工会とか四万十市西土佐商工会などが70%を超えておりまして、適切な言い方かどうかわかりませんが、郡部は割と結束する傾向が見られます。

◎梶原委員長 県内の商工会と商工会議所と組織率の一覧資料を後で回してもらえますか。

◎谷本経営支援課長 はい。

◎梶原委員長 今城委員、よろしいですか。

◎今城委員 もう資料いただいたら。

◎土森委員 この事案が発生して気がついたことは、今この会員数を確保することは大変な状態なんですよ。事業者数のカウントをどういう形でしているのか。例えばもう経営していないところは100%削除していくのか。その辺なかなか手続上難しいところがあって、その辺を検討していかないと、商工会議所、商工会は運営そのものが非常に難しい状態になってくる時期が来ました。確かに、高知県の場合は有効求人倍率も1.13倍になり、工業出荷額もふえ、全てのもの、産業が上がっていますが、じゃあそういうことが地方にまでふえているかという、工業にしても減っていますし、商店も減っておりどんどん空き店舗がふえて、将来的に見ると後継者がいない。こういう状況下の中で、県が設定している組織率50%は、当初、国が決めて、ずっと国からの補助金が来てやっていたものであり、見直す時期が来たのではないかと。例えば、率を落とすとか、補助金の額を少なくするとか、商工会議所そのものが、人員数、職員数を検討しないといけない時期に来ていると思うんです。商工会議所の会頭や役員の皆さんは、無報酬でやっているところが多いわけです。そんなことも含めて、この事案が出たときに、見直しをしていく必要があるのではないかと、検討課題の中に入れる必要があるんじゃないかと、そんな気がしてきました。国の補助金を使う場合には、手がつけれないことになると思いますが、県の補助金を出していく状況の中で、これは検討してみる必要があるんじゃないですか、どうでしょうか。

◎中澤商工労働部長 今回の事案、先ほど御説明申し上げたきっかけで、こういう課題が明らかになったこととございまして。これまでの分については、ルールがどうであるかという議論はもちろんあるかと思いますが、一定のルールのもとで執行してきた補助金でございまして、私どもとしては厳正に整理したいと思っております。また別に、今、土森委員それから委員の皆さん方からも御指摘がありましたように、私自身が、確認できているところで、昭和63年から国の制度で補助金として出されていた。それを平成19年

から一般財源化、交付税化されて、県が出している。その間、30年以上同じ制度、基準をそのまま引き継いでいるわけです。この間、我々が盛んに議論しております人口減少による環境変化によって県の施策も物すごく見直しをしてきたけれども、国の制度に根っこを持つものについては、そういう見方ができていなかったという反省は私自身、今物すごく持っております。今回の件とは別に、これから先ほど申し上げましたように、県内の商工会、商工会議所の皆様方、経営指導員の方々が県内の事業所を指導していただいて、さらにその成長を促していく、お手伝いをしていただく大切な組織でございます。そういう方々と私どもが連携協調して、さらに県経済、県内の事業所に成長していただくために我々がこの補助制度を使ってどういう支援ができるかは、お話のように検討、見直しをする必要があると私自身は感じております。

◎土森委員 しっかり調査した上で、そういう見直し検討に入っていくということですからよくやってみてください。商工会も商工会議所も、とにかく守らないといけませんから、よろしくをお願いします。

◎中内委員 商工会議所の事務局長の人件費には、県から補助金が出ているんじゃないですか。

◎谷本経営支援課長 今回の過大に支払ってしまった補助金が、事務局長の人件費に当たる部分です。

◎中内委員 いくら出ていますか。

◎谷本経営支援課長 年額にして、449万円。定額でございます。

◎中内委員 とても少ない。

◎谷本経営支援課長 補助金の基礎額が449万円となっております、実際に支払われている額はそれより多いということを確認した上で、行きすぎがないようにチェックしております。

◎中内委員 商工会と商工会議所では違うかもわからないけど、実質はもっと30万円以上、出しているでしょう。そうでないと生活ができないですよ。

◎谷本経営支援課長 会議所により若干上下はありますけど、須崎商工会議所の場合、昨年度の実績報告書で見ると、年額540万円ぐらいになっていたと記憶しております。

◎中内委員 年間、何千万円も補助金を出しているのだからね。出しているでしょう。だからそういうことを明らかにしたら、責任体制をとらないいけないですよ。ただ帳簿を直したらいいという問題じゃないです。後で、商工会議所、商工会に補助金をいくら出しているか調べてくれますか。

◎梶原委員長 交付金額と会員数の規模とかいろいろあると思いますけど。

◎中川商工労働部副部長 商工会議所に対しては事務局長経費以外に経営指導員の経費もありますとか、他の補助員の経費なども全体でお支払いしています。今回の案件は、事務

局長経費の基準である組織率について過大な報告があって、それに基づいて補助金を出していたことですので、今のお話のように商工会議所、商工会への全体の経費についての一覧表を提出させていただくようにします。

◎塚地委員 先ほど組織率が満たない大きな都市部、高知市などは、会員の会費によって全て運営が賄えている状況だということですか。

◎谷本経営支援課長 事務局長経費につきましては、そういうことになります。

◎塚地委員 いろんな委託事業を受けたりして、実質的に補助金なしで独立して運営しているということですか。

◎谷本経営支援課長 大きな役割を担っている経営指導員の経費などは基準額を設けまして、実績に応じて補助しております。そもそも収益がない、基本的には非収益事業をやっている前提でございます。

◎塚地委員 すごく正直にお話しになったと思うんですけど、この事実確認した内容で（２）のところで、過半数以上にしていれば事務局長等の設置費の補助要件を満たすことになる、払ってもらっていない会費分を払った形にしてきたと書いているので、そうおっしゃったと思うんです。この表現を見ると、率直に言って補助金の不正受給になるんじゃないかと私は思います。社会的な責任がある団体ですので、曖昧にはさせてはいけないということで、県としてつぶさに調査もして、今回、中間報告もされて、すごく大事な取り組みだったと思いますので、これからも厳格な対応をぜひしていただきたいと、まず申し上げておきたいと思います。

先ほど土森委員から見直しのお話がありましたが、安易にはすべきでなくて、商工会議所、商工会は経営指導をするところですからね。そこ自体がどうやったらみずからが運営できるかを体現することも大事な経営努力になるわけで、地域の商工業者の皆さんは大変厳しい状況にあるので、そこを支える、1軒でも残すという真剣な取り組みをしていただかないといけない団体なので、そういう大事さは当然わかるんです。じゃあそこは補助金をこれぐらいふやしたらいいんじゃないかとか、率をこれぐらい下げたらいいんじゃないかの議論は、これまでの経過も含めて相当慎重にしていく必要があると思うんですね。私が見直しをする必要がないとは思っていません。今の厳しい状況の中で、どうやったら地域を支える大事な組織を残すかが大事だと思うんですけど、会員からの意見もしっかり聞き取った上で見直していく。内部だけではなくて会員やその地域の一般の商工業を営んでおられる方からの期待感とか、そういう部分も含めて評価をしていくことが大事だと思いますので、そういう取り組みにしていきたいと思います。

◎中澤商工労働部長 先ほど、この制度はもう30年たって何も変わっていないことがいかなものかという私自身の思いを申し上げました。それは、今の組織を単に補助金のルールを触って救済をするということではなくて、後半に申し上げましたけれども、官民連携を

して高知県の企業にいかに成長していただくかという役割、目的をしっかりと果たしていただくためにどういう制度にしていくべきなのかという視点で考えて見直しをしていきたいと思えます。その際にはもちろん我々だけではなくて、商工会、商工会議所ももちろんですけれども、現場で活動されている会員企業の方々など、外部の御意見をお聞きかせいただきながら、その辺は判断していきたいと思えます。

◎大野委員 5ページの経過の9月4日の部分なんですけれども、これは須崎商工会議所の定期監査においてとあるんですが、これは県の監査でよろしいですか。

◎谷本経営支援課長 そうでございます。

◎大野委員 そこで水増ししている旨の通報を受けた形で会員数を重点に置いた監査を実施したということなんですけれども、税金を投入するにもかかわらず、一番基本的なところ、基礎となる会員数とか大事なところが数年にわたってはつきりされていなかったという監査の意味はどうかというところがあるんです。

◎谷本経営支援課長 通常、補助事業が適正に実施されているかという観点をもって監査に入りますので、商工会議所の会員数について操作することは、ある意味善説で、そこまで掘り下げた1件1件の突合は、実際のところできておらず、事業がどう進められているかに重きを置いた監査をしていたのが、これまでのやり方でございます。

◎大野委員 2つ問題点があるんじゃないかと思えます。一つはしっかりとした監査ができていなかったことがあると思うんです。もう一つが商工会、補助を受けるほうの団体がどういった形で報告をされていたのかもあって、どうもそこら辺がこの資料だけでは読めないんですけれども、補助金を出すほう、受けるほう、それぞれのモラル、そこら辺のしっかりしたところをお願いしておきたいと思えます。

◎土森委員 まとめておきたいと思えます。補助金を出すということは当然その地域に商工会議所、商工会がある。その地域にある商工業者を育成していくために補助金を出しているわけですから。そのためには、補助金を出す一つの方法で会員数が50%を切った場合には問題がありますということなんです。目的もしっかりその地域の振興のために、商工会も商工会議所もある。例えば、四万十市西土佐商工会の話があったけど、四万十市西土佐商工会は会員数が70%ぐらい超えているわけでしょう。それはそこの商工会が中心になって、そこに頼って地域振興のために商工業者が頑張ろうという意識があるから、組織率が高くなっている。イコール地域の商工会としての仕事をしている。それが収益事業などもどこの商工会議所もやっていますけど、みずからの事業としてやっている。それと補助金と会費とを合わせて運営しているわけですから、指導員、普及員などはおられますけど、とにかく地域における商工業者の振興のためにやる。しかし、残念なことに、今、それだけの力がない商工業者がふえてきた。会員になれないというものがふえてきたわけで、こういう組織体がなくなったらその地域の商工業者は困り切るわけです。さっきも言った

けど、今、確かに高知県は、産業振興計画の中で、いろんな面で数字的にはよくなっているけど、実際のところ高知市以外の商工会、商工会議所は運営が厳しいわけ。地域の商工業を営んでいる人たちのためになるだけの体力が落ちてきた。そういう時期を迎えたから見直しが必要じゃないかということを行っているわけで、趣旨、目的はもうはっきりわかっているので、その辺のこともしっかり審査した上で検討してほしいと、こういうことです。

◎梶原委員長 本当にそういう時期に来ているんじゃないかと感じます。商工会の組織率は、これまで部長も言われたように、国の事業を引き継いでから約30年たっている中で、30年の中でもここ数年ですよ。国内全てにおいて、サービスもものづくりもその製造現場のあり方、物流のあり方、そしてまた人が物を買うときのあり方、いろんなことが変化してきて、じゃあその商工会、商工会議所がどういったことを会員の皆様に提供できるのか。会員にとってメリットがあれば組織率は上がってくるわけで、小さい自治体へ行けば行くほど、経済団体は商工会議所か商工会しかない。その公的に果たす役割などは、その地域全体で盛り上げていくためには必要不可欠なものでありますから、商工会、商工会議所のあり方も含めて、今後、さまざまなことについて今回を契機にぜひ検討していただきますように、またこれは委員会からもくれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

ここで、昼食のため休憩とさせていただきます。再開時刻は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時55分～13時0分)

◎梶原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《農業振興部》

◎梶原委員長 次に、農業振興部について行います。

それではまず、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎笹岡農業振興部長 農業振興部の提出議案と報告事項につきまして総括説明をさせていただきます。

まず、平成29年度の一般会計補正予算に関する議案でございます。お手元の資料ナンバー②、補正予算の議案説明書をお願いいたします。36ページでございます。ここに農業振興部補正予算総括表をお示ししております。今回の補正は、計の欄にございますとおり、総額で3億1,550万1,000円の増額をお願いするものでございます。

補正予算計上課は、産地・流通支援課、地域農業推進課、農業基盤課でございます。ま

ず、産地・流通支援課につきましては、環境負荷の軽減や燃料の安定供給とコスト削減を目指しまして、加温性や制御性にすぐれる燃料用おが粉の低コスト製造に必要な実証に要する費用を計上しております。次に、地域農業推進課につきましては、耕作放棄地の発生防止や国土保全などの多面的機能の確保を図りますため、農業の生産活動が継続して行われますよう、集落協定等に交付金を交付する事業におきまして、市町村からの要望が当初の見込みを上回ったため、増額をお願いするものでございます。次に、農業基盤課につきましては、かんがい排水施設の補修工事や、老朽化したため池の改修工事を行う事業などにおきまして、国の内示額の増に伴い増額をお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明をいたします。38 ページをお開きください。産地・流通支援課につきましては2件でございます。まず、先ほど御説明いたしました燃料用おが粉の低コスト製造技術の実証につきまして、必要なデータの収集のため、年間を通じた実証を行う必要がございますことから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。また、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ることを目的に、農産物の生産拠点の新設等に要する費用を助成し、企業の立地を推進する事業におきまして、施設建設予定地の地盤が軟弱であることが判明し、基礎補強工事が必要となりましたことから、事業費が増加する見込みとなりましたため、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

続きまして、45 ページをお開きください。農業基盤課につきましては、ため池の改修工事について、工事の完了までに一定の期間を要しますため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上が、補正予算議案の概要でございます。詳細につきましては、この後、各課長から御説明をいたします。

続きまして、報告事項について御説明いたします。報告事項は1件、「第3期産業振興計画、農業分野の進捗状況等について」でございます。昨年4月にスタートいたしました第3期計画は本年度で2年目となります。1年目の取り組み状況を踏まえまして、内容をさらにバージョンアップして、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指して、関係機関が一丸となって取り組んでおるところでございます。平成29年度上半期の進捗状況等につきまして、後ほど農業政策課長から御報告させていただきます。

最後に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等について添付してございます。高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会の今後の開催予定などを記載しております。

以上で、私からの説明を終わります。

◎梶原委員長 続きまして所管課の説明を求めます。

〈産地・流通支援課〉

◎梶原委員長 初めに、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 当課の平成 29 年度の一般会計補正予算案について御説明させていただきます。資料ナンバー②の補正予算議案説明書の 37 ページをお願いいたします。説明欄の 1 次世代施設園芸推進事業費の燃料低コスト化技術実証事業委託料、これにつきましては、持続可能な次世代型こうち新施設園芸システムの確立のために、燃料用おが粉の低コスト製造技術に係る実証を委託するもので、次の 38 ページの債務負担行為の追加とあわせて補正をお願いするものでございます。

別とじの議案に関する補足説明資料の産地・流通支援課のインデックスのページをお願いいたします。資料の上段をごらんください。園芸先進国オランダの技術をもとに、本県の環境に応じて発展させた次世代型こうち新施設園芸システムを推進するために、環境制御技術の普及や次世代型ハウスの整備に取り組んでまいりました。それにより、農業クラスターの形成が進むとともに、20%以上増収した農家がふえるなど、農家の所得向上につながってまいりました。しかしながら、次世代型ハウスは高軒高で体積が大きいため、エネルギー使用料やコストが増大していること、また、エネルギー源のほとんどが化石燃料であることから、環境負荷とコストの軽減が課題として見えてきたところでございます。今後、環境制御技術や次世代型ハウスが全国に普及することが見込まれる中、本県の全国的な優位性を将来にわたって維持していくためには、より高みを目指してシステムの不断の改善に取り組むことも大変重要となってまいります。そのため、見えてきた課題の対策として、化石燃料のみに頼らない新たな技術の確立や、県内で自給可能なエネルギーへの転換に取り組むことで、持続可能な次世代型こうち新施設園芸システムの確立を図っていく必要があると考えております。

資料の左側中ほどをごらんください。農業分野では、環境負荷の軽減ができ、県内で自給可能なエネルギーとして、木質バイオマスの活用は重要となっており、その中でも燃料用おが粉、それを利用するおが粉ボイラーは燃焼効率がよい、温度設定の制御が容易などのメリットがあり、大規模な次世代型ハウスの栽培に適したもので、燃料価格高騰時のリスクヘッジ対策としても有望なものです。また、林業分野では、大規模製材所の本格稼働から、製材過程で生じる生おが粉が増加する見込みとなっており、生おが粉を乾燥させて燃料用おが粉とすることで、付加価値の向上が期待できるところです。しかしながら、燃料用おが粉はまだまだ低コスト製造技術において開発途上にあり、燃料用おが粉が燃油価格高騰時のリスクヘッジ対策として機能するためには、施設園芸農家の経営を圧迫する燃油価格リッター当たり 80 円に相当する燃料用おが粉価格 1 キログラム当たり 36 円未満に引き下げる必要があります。国事業を活用した四万十町での半年間の製造実証では、1 キログラム当たり 36 円では採算がとれない結果となり、低コスト化に向けた実証が必要となっているところです。そこで、環境負荷とコストの軽減につながるシステムの確立を目指し、県が引き続き四万十町の施設を活用し、燃料用おが粉の低コスト製造技術に係る実証

事業を行うための予算を今回計上させていただきました。実証内容といたしましては、生産コストの低減では、原木からの製造ではなく、製材過程でできる生おが粉を原料とする実証について、生産効率の向上では、生おが粉の乾燥エネルギーを木質バイオマスから石油燃料とのハイブリッドに変え、1日当たりの製造量の増大を図る実証について、輸送方法や貯蔵の検討では、バルク車での輸送やフレコンバッグでの貯蔵の検討について、労力の有効活用では、ほかの事業との組み合わせによる労力の年間均一化の実証について計画しているところです。なお、実証事業につきましては、燃料用おが粉の製造技術を有する民間事業者を中心とした民間団体に委託し、実証期間は、年間を通じた実証が必要であることから、平成29年10月から平成31年3月までの1年半を予定しております。そのため、平成29年度予算と平成30年度の債務負担を計上させていただきました。実証事業は委託事業ではありますが、県主体の事業として積極的ににかかわり、燃料用おが粉の低コスト製造を実現し、民間事業者の立地、燃料用おが粉の安定供給につなげてまいりたいと考えております。また、これを機に、大規模な次世代型ハウスやハウス団地などにおいて、化石燃料のみに頼らない地域資源エネルギーの活用について検討を行い、持続可能な次世代型こうち新施設園芸システムの確立に向けて取り組んでまいります。

資料ナンバー②補正予算案説明書の38ページにお戻りください。下の段にございます債務負担行為の変更、企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助は、日高村で農業参入する企業に対し、1.6ヘクタールのミニトマト栽培のハウス新設や、新規雇用20名に係る雇用奨励金などを平成29年度から平成34年度にかけて補助するものでございます。

再び、別とじの議案に関する補足説明資料の産地・流通支援課のインデックス、2ページをお開きください。第3期産業振興計画に位置づけられ、現在、県内で進行しております7つの農業クラスタープロジェクトのうちの一つが、日高村トマト産地拡大プロジェクトでございます。このプロジェクトにおける生産拡大の重要な核として、現在、株式会社イチネン農園がミニトマト栽培のためのハウス整備を進めているところでございます。

資料の左上段をごらんください。イチネン農園は、大阪市にございます株式会社イチネンホールディングスを本社とする農業法人で、県外から誘致した初めての企業でございます。将来のトマト産地維持発展のために、担い手の一つとして、日高村JAコスモスが企業参入を受け入れ、村による農地の確保、JAコスモスが新たにミニトマト選果、選別ラインを整備するなど、地域を挙げてイチネン農園の参入に御協力をいただいております。本年1月にはイチネン農園、村、JA、県による連携協定を締結しております。ハウス整備は2期に分け、第1期工事は、次世代型ハウスクラスター促進事業により、1号ハウス0.5ヘクタールを、第2期工事では、企業立地促進事業により、2号3号ハウスを合わせて1.6ヘクタールを整備する計画でございます。本年度整備する1号ハウスの建設時に深い軟弱

地盤であることが判明し、基盤補強工事が必要となりました。それに伴いまして、2号ハウス、3号ハウスの地盤を調べたところ、同様の軟弱地盤であることが判明したため、基礎補強工事が追加で必要となりました。2号3号ハウスは12月の入札を予定しており、債務負担行為の増額をお願いするものでございます。ハウスの整備完了後は、ミニトマト生産予定額2.5億円の生産拡大、新規雇用30名などの雇用創出のほか、ミニトマトが加わることによりますJAコスモスの「トマトブランド」の充実や、クラスタープロジェクトに位置づく日高村の2次・3次産業の波及効果も大きく期待されるところでございます。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 このシステムのさらなる進化というところですが、10アール当たりの収益はオランダと高知県で変わりますか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 高知県の場合の栽培面積が大体平均で20アール、30アールの小規模なハウスになっております。オランダの場合、非常に大型の1ヘクタール、場合によっては10ヘクタールを超えるような大きなハウスで、一概になかなか比べることが難しいとは考えております。生産性という面では、一人一人の個々の農家の生産性はオランダがかなり高いとは感じております。

◎中内委員 かなり高いというのは、何対何ぐらいになりますか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 収量でいいますと、高知のナスでしたら今18トンとか20トンとかいう形を目指しておりますが、オランダとなりますともうその倍、30トン、40トンになります。トマトでも国内でしたら十数トンですけど、オランダでしたら50トン近くとれるという技術になっています。現在、実質的に経営しております四万十町のシステムでも、今の状況として40トン近く収量がいくんではないかと、それぐらいの収量性を確認しております。

◎中内委員 もう一つは施設費です。オランダと高知では大分違いますか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 先ほども言いましたように、非常に規模が大きいということと、一つ一つの中に入れる設備といったものがオランダの場合、非常に高度なものが入ってまいりますので、国内で四万十町などですと、10アール当たり4,000万円、5,000万円近くの経費がかかっていると思います。県内で普通に使う園芸用のハウスでしたら、1,000万円から1,500万円になってくるんじゃないかと思っています。

◎中内委員 それと、先ほど説明にあったイチネン農園です。せんだって会派で見学に行ったときに、雨が多く降ったときに地盤がつかりそうな感じを受けたんですが、これは大丈夫ですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 あそこのトマトの団地周辺も非常に低いところもございます。私たちも心配なところはございましたけど、今、放水路がもう1本建設される予

定というお話も聞いておりますので、そういう面では、今後、雨が多くなった場合も大丈夫ではないかと考えております。

◎中内委員 そしたら、懸念はあるわけやね。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 想定外の大雨が降った場合は、そこの放水路が完全に抜けるまでは心配はあるかもしれません。

◎中内委員 お金をかけてこういうことをやるから、それは結構だと思いますけど、今後とも気をつけてよくやってあげてください。

◎塚地委員 このおが粉の低コスト化なんですけど、四万十町に国のお金でつくられた施設を有効活用するということなので、今後に生かせるものは生かしたほうがいいと思うんです。採算ベースがキロ当たり 36 円では採算がとれないという試算ですが、結局どれぐらいにかかったものなんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 1,100 トンつくって 42 円が一つの目安と、今回、森林組合がやった実証の成果でお聞きしております。

◎塚地委員 実証実験をやっていただいて、効果が出るか出ないかというところを判断していただくわけですよ。平成 31 年の 3 月に、大体その効果が出たかどうかを判断される。効果が出たらすごくいいんですけど、ひょっとして出なかった場合など後のことについてはどんなにお考えになっているものですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今、効果が出なかった場合という想定もあるかと思いますが、私たちとしては 42 円を 36 円にするという中で、一つは先ほども言いましたように、当初、四万十町では原木からその場所でおが粉にしていました。その電気代が非常にかかっておったということもございます。そういう部分を県内の大型の製材所から運んでくることでかなりコストダウンができるのではないかと。また、そこでできた乾燥おが粉を運ぶのも今フレコンバッグという大きなバッグに入れて運んでおりますが、それをバルク車という粉体を輸送するタンクローリーのようなトラックで運ぶことによって、コストが非常に下がるんじゃないか。それからもう一つ、その 2.5 人ぐらいの雇用を考えておるわけですが、今短期的にはおが粉の製造に時間的余裕があるときがあります。そういったときに、例えば次世代の園芸団地で雇用していただくとかいったことを全部合わせると、何とか 6 円ぐらいのコスト低下ができるのではないかと考えております。

◎塚地委員 安く、しかも環境にもいいということなので、ぜひ進めていただけたらと思います。民間事業者を立地するということは、ここで実証実験をしたこの施設そのものを民間の方にどういう形で渡すことになるんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今想定しております実証後の体制につきましては、今回、委託をさせていただき、県内で現在乾燥おが粉をつくられている会社が 1 社ございます。その会社を中心とした組織でやっていくのか。また、いろんなこういう燃料の木質バ

イオマスの活用を考えておられる県外の会社もございます。今のところ、そういった2つを想定しておるんですが、今の実証の施設を、そのときに買い取りになるのか、あるいはまた同じように貸していただいて営業していくのか。そこはその実証成果を見ながらになるかと思います。

◎横山委員 おが粉ですけど、今御説明を聞いていたら、いろいろ輸送の方法などでコストを削減するというんですけど、実際このつくっている会社に委託するんですよね。いろんなトータル的なコスト、いわばサプライチェーンの関係も相当含まれると思うんですけど、そこら辺のコストは、県が入って算出しないと、この会社だけではなかなかわからないのではないんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 輸送のコストの部分でいいますと、現在の四万十町の製造施設が次世代団地のすぐ近くにあります。そこから乾燥したものを団地に持つてくる分についてはあります。そういう部分については、しっかりとバルク車で運んでいく形になります。池川の製材所からは、大型トラックで運んでくるということで、これは今のコストの中に含まれて計算しております。

◎横山委員 平成31年に6万5,800トン。このトン数は、現在動いているハウス、次世代ハウスのどれぐらいをカバーできるエネルギー量があるんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 私どもが今想定しておるところにつきましては、6万200トンから6万5,800トンにふえる部分がございますが、池川で今後3,200トンぐらいふえるんじゃないかとお聞きしております。それが生おが粉です約半分ぐらいになりますので、10万500トンぐらいを今、生産しようと考えておりますので、このふえる分の中で対応できるんじゃないかと考えております。

◎横山委員 燃油価格が高騰したときのリスクヘッジという文言も入っているんですけど、今、燃油価格80円に合わそうと思ったらおが粉価格は36円なんだけれども、これが将来的にいろいろと情勢が変わって上がったときのためもあると思うんです。36円に近づけていくのはすごく大事なことなんだけれども、国際情勢的なことで燃油価格が上がったときも、恐らくこれがあれば助かるときが出てくるという感覚も持っているので、ぜひ頑張って実現していただきたいと思います。

◎土森委員 次世代型ハウスをうまく経営していくためには、燃料を非常に重要視しないといけません。現在、今の価格ではなかなか黒字に持っていくこともあるでしょう。何とかコストを下げないといけないという実証実験をしていくことで、現在は原木を引いて、おが粉をつくったりしてやっているわけよね。それをやめて、例えば高知おおとよ製材だとか、池川木材工業から持つてくることになってくると思うんだけどね。コストダウンしていくと、この輸送路まで入っているわね。これを下げていくことは、短距離にしていくことになろうと思うが、例えば原木を今の施設の近所で引いている。これは、原木を

持ってくる運賃はかかるかもわからないが、そういう場合のコストの計算とかやっているわけですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 現在のところで引いている電気料、原木の値段とかを含めて、今は池川から持ってくる予定で考えておるわけですが、その部分の運賃、もともとのおが粉を回していただく価格を全てコストとして考えて、下がるのではないかと考えております。

◎土森委員 それでは、池川木材工業、高知おおとよ製材から四万十町に持ってきて、実証実験をして、36円までに抑える。おが粉を幾らで購入するわけですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今の計画では、トン当たり7,500円を予定しております。

◎土森委員 7,500円をこの36円という基準に設定した場合には、恐らくキロ当たり36円以下のおが粉を四万十町へ持ってきて乾燥させて、これを抑えていく。おが粉の購入価格はキロ当たりどれぐらいで計算をしているのでしょうか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今のキロ当たりでは7円50銭で考えています。

◎土森委員 例えば、生のおが粉を持ってきて、乾燥させる実証実験をして、ここで単価を抑える。今のままでは42円かかるといことですね。全体で価格を安くしていくことは非常に重要なことだと思うけど。実際に高知おおとよ製材などがおが粉を県外に持っていつている。池川木材工業の全部をここが購入してくれるわけですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 先ほども申しましたけど、今の池川の予定では、ふえるおが粉の量全てを今のおが粉の燃料にするよりまだ多い3,000トン近い量がふえると予定されております。今、私たちが予定している乾燥おが粉が540トンぐらいですので、1,100トンぐらいあれば乾燥すると半分ぐらいの重さになりますので、大丈夫ではないかと思えます。まだ、池川でふえる分の全てを持ってくるわけではない形になります。

◎土森委員 そうなってくると、とにかく36円でおが粉が購入できる状況になったときに、例えば他の事業、次世代型ハウス、窪川町にあるハウスだけではないと思うが、今度ここが売る側がなってくる。そのときに余ってくる可能性もあるし、実は、ペレットのときにもそういう心配事があるね。つくったけど売れないということがあった。その辺は大丈夫なの。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 現在、県内で6事業者が乾燥用おが粉を使っております。そのうちの3事業者が現在の四万十町の事業者になります。それから芸西村で2業者。それから四万十町の、これは園芸ではなく養鰻なんですけど、そこで使われている。その全体の量を、年間の現在の製造能力、それから、一番使うのは冬になりますので、冬にできる量を全て計算しますと、今の1社の製造能力だけでは、600トンぐらい冬の間は足らなくなる。そんなことも計算させていただいて、今の600トンには足りないんですけど、540

トンぐらいをこの新しい実証事業により 36 円で作りたいと考えています。そういうことで、大体、供給できる量、使われる量にきちんと対応できるのではないかと考えております。

◎土森委員 県としては、この次世代型ハウスをまだまだ普及させる考えがありますよね。国や県の補助金をいただいでできる、投資的には非常にいい条件がここにあるわけです。次世代型ハウスはまだまだふえてくると思うよ。どんどんふえてくるとまたふやさなといけないと思うね。そうなった場合にも、このおが粉はこの 1 年半実証実験して、本当に 36 円以下でできるおが粉として幾らでも販売ができる、次世代型ハウスの増加にも対応ができるような状況をつくっていくということ。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今後、特に普通のハウスではおが粉はまだまだ課題がありますので、ペレットのほうがいいという課題もあります。大型ハウスについては、おが粉などの燃料もふえてくると思います。ただ、実際問題として燃油価格の問題と、36 円のおが粉の問題もございいますので、そこはまた事業者との相談になります。県としては、この施設についてはバイオマスと重油等で両方でやっていけるリスクヘッジをきちんと今の段階でつくっておきたいと考えております。

◎笹岡農業振興部長 今のところ、燃油価格がまだ低い水準にございいます。ただ、これは世界情勢によって非常に変わってくる可能性があることで、環境保全型を目指す高知県としましては、石油、いわゆる化石燃料を低減していく流れに持っていきたい。このおが粉の実証を成功させて、おが粉ボイラーをできる限り広めていきたい考えでございいます。

◎土森委員 当然そうならざるを得ないわけだね。今後のことを 2 つ出したけど、需要があるか、それとも反対に次世代型ハウスがどんどんふえたときに、このおが粉が全面的に使えるか。そうしないと化石燃料だけではなかなか経営が成り立たないからこういうことをやっているということですからね。その辺も十分に対応ができる量が生産されてくるということですか。今、次世代型ハウスの計画をしているところはあるんでしょう。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 次世代型ハウスとして現在動いているのは、今回、債務負担行為でお願いさせていただきました、日高村のミニトマトです。それから、ほかのところで、まだ検討段階のところも含めまして 2 カ所ほどそういった動きがございいます。まだ具体としてハウスが建つ段階になっているものはない現状です。検討中のところが幾つかございいます。

◎土森委員 今、既存のハウスでやっているところも、次世代型ハウスに転換していく可能性は物すごくあると思う。そうなったときには農業法人を組んでやっていかないと対応ができない。そういうことが近い将来必ずやってくると思う。そうしないと、現状のハウス栽培とこの次世代型ハウスでは、さっき言ったオランダとの比較以上の価格差が出てくると思う。ですから、積極的にこれを進めていく意味でも、こういう燃料が必要である。

そのかわり、将来的に見て、そういうものが新しくできてもこの燃料で対応ができる体制をしっかりとつくっておかないといけないということです。この次世代型ハウスは必ずふえますよ。それは大丈夫なんですね。

◎**笹岡農業振興部** そういう考え方のもとに、それを念頭に、我々としても事業推進してまいります。

◎**梶原委員長** ぜひしっかりと取り組んでいただきたいんですが、この事業とおが粉ボイラーが普及すること自体の成果は、環境への負荷を下げること、化石燃料だけに頼らないこと、あとは県内で自給可能なエネルギーに転換をしていくも含めてなんですけど、最終的には価格の問題で、先ほど来言われている、実質キロ当たり 36 円も現実的な当面の目標でありながら、実際それ以上下げられる可能性が見えているのかどうかです。36 円は、経営を圧迫する燃油価格リッター当たり 80 円に相当する。しかし、現在、燃油価格の趨勢はたしかリッター当たり 65 円ですから、36 円達成したとしても、今の化石燃料よりは高いわけですから、まずは今回の実証実験も含めて 36 円が可能なのか。その後、ボイラーの性能、運搬の問題もあるし、いろんなことをクリアすれば、36 円からまださらに下がる可能性を見通しての今回の実証実験なのか。その辺のもう少し先の見通しはどのような状況なんですか。

◎**二宮参事兼産地・流通支援課長** 先ほども申しましたように、現在予定している数量が 540 トン程度を今回製造して 36 円というコストを計算しております。今後、実際の消費量あるいは生産量がふえてまいりますと、コストももう少し下がってくる可能性はあろうかと思えます。私どもとしては、まずこの 2 年間で 36 円をやっていくことがとても大事だと考えておりますので、その後、本当に生産量をふやしていく、あるいはおが粉の供給量がふえてくれば、もう少し下がっていく可能性は残っておると考えております。

◎**梶原委員長** 平成 31 年の 6 月議会の報告を楽しみにしております。ぜひ頑張ってくださいようによろしく願いいたします。

質疑を終わります。

〈地域農業推進課〉

◎**梶原委員長** 次に、地域農業推進課の説明を求めます。

◎**有馬地域農業推進課長** 当課の平成 29 年度補正予算案につきまして御説明いたします。資料ナンバー②、補正予算の議案説明書の 40 ページをお開きください。右の説明欄にあります中山間地域等直接支払交付金は、生産条件の不利な中山間地域において、農業の生産活動が継続して行われるよう、集落協定等に交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止や、国土保全などの多面的機能の確保を図るものでございます。今回の補正は、市町村からの要望額が当初予算を上回ったことによるもので、その理由といたしましては 2 点ございます。1 点目は、特に条件が厳しい超急傾斜地の農用地の保全などに取り組む場合に、10 ア

ール当たり 6,000 円の加算が受けられます超急傾斜地農地保全管理加算につきましては、本県からの政策提言もあり、本年度より要件が緩和されましたことで、当初の見込みより約 410 ヘクタールの増加となりました。2 点目は、市町村とも連携し、積極的な推進活動を行った結果、新規の協定や既存協定の面積がふえましたことで、当初の見込みより約 280 ヘクタールの増加となりました。そのため、補正予算案として、3,100 万 9,000 円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈農業基盤課〉

◎梶原委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 平成 29 年度補正予算案につきまして御説明をいたします。お手元の資料ナンバーの②議案説明書の 43 ページをお願いいたします。農業基盤課の補正予算は、国からの割り当て内示の増に伴い、県予算の増額をお願いするものでございます。

まず、3 目の県営土地改良事業の説明欄の 1 かんがい排水事業費では、これまでに県が整備した農業水利施設の長寿命化対策を効率的に実施するために、高知市の吾南地区ほか 5 地区で幹線水路や取水堰などの機能診断調査や整備計画の策定を実施しようとするものでございます。

次の 2 経営体育成基盤整備事業費は、いわゆる県営圃場整備事業でございまして、現在実施しております四万十市の入田地区と三里地区での圃場整備工事の早期完成に向けて取り組んでまいります。

次の 3 中山間地域総合整備事業費では、中山間地域の営農条件を改善するために、現在、県が安芸市で実施しております圃場整備や農業用水利施設などの生産基盤の整備を計画的に進めていく予定でございます。

次に、44 ページをお願いいたします。5 目の耕地防災事業費の説明欄の 1 つ目の 1 県営ため池等整備事業費では、農業用ため池の整備補強を推進するために、香南市野市地区でため池の改修工事に着手する予定でございます。

次の 2 農村災害対策整備事業費では、豪雨等による自然災害を防止するために、津野町や梶原町で土砂崩壊防止施設工事を進めてまいります。

以上、当課の補正予算額は、一番下の計欄にお示ししておりますとおり、2 億 7,743 万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、45 ページをお願いいたします。今回の補正に伴いますため池工事につきまして債務負担行為をお願いするものでございます。今回、香南市野市地区でため池の改修

工事を予定をしております黒谷池は、堤の高さが約 10 メーター、長さが 90 メーターと、比較的規模の大きなため池の工事として、単年度での施工が困難であるため、平成 30 年度までの 2 カ年にまたがる建設工事として発注しようとするものでございます。

以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 かんがい排水事業費で、機能が低下している水利施設について、機能診断を受け、整備計画を策定して補修工事に持っていくということですが、かなり数はあるもので、なかなかカバーし切れていない。その数はどんな現状ですか。

◎松尾農業基盤課長 大きく分けまして、排水機場や取水堰といった点的な施設、それと水路といった線的な施設の 2 つになると思います。そうした中で、まず、排水機場、ポンプ場なんです。機械的なものについては基本的に耐用年数を 20 年という考え方で整理されております。一方、水路は基本的にコンクリートできておまして、通常のものよりも耐用年数が高い、基本的には 40 年を一つの基準にしております。例えば、排水機場であれば、20 年経過したものについては老朽化対策が必要。一方で水路であれば、40 年経過したものについて対策が必要という考え方で整理しております。したがって、現在、基本的には、排水機場といった機械的な施設をまず最優先に対策を進めている状況でございます。数的には、これまで整備してきたものが数多くございますので、その中で、今申し上げました耐用年数であるとか、その施設そのものの受益に優先順位をつけて計画的に進めている状況でございます。

◎横山委員 今、耐用年数など丁寧な御説明をいただきました。その耐用年数は一つの目安なんですか。もし、風土の関係や気候条件とか、いろんなことで劣化して機能が低下した場合は、またその都度対応されているということでしょうか。

◎松尾農業基盤課長 基本的な一つのめどとして 20 年がありますけれども、20 年たったから必ずしも全てが劣化してだめになっているといったものではございません。基本的には、その段階で余寿命というか、まだまだ使える施設もかなり多くございます。そうしたものをきちんと判断、点検をして、その中で、従来でありましたら、一定の耐用年数が来たらそのまま新しいものに全取っかえ、いわゆる単純更新をする手法がありましたが、現在では財政的なものも踏まえまして、その段階でもまだまだ使えるものをさび分けして、真に対策をしていかななくてはならないものに重点して対策を行うことで、寿命を長もちさせていく、いわゆる長寿命化という対応をしております。一方で、20 年までに満たないもので突発的なもので対応しなければならないといったものもございます。それは随時対策をしていく。専門的な知見ではございませんが、施設の管理者が基本的には年に 1 回はその施設の状況を確認して、その状況を踏まえて対策しなければならない場合には軽微な補修などをしながら進めてきている状況でございます。

◎横山委員 農村災害対策整備事業費ですけど、今回の定例会でも、最近の集中豪雨、激甚化、集中化ということで、かなりいろんな質問が出ていました。対処にも取り組まれていると思いますけど、今回のこの津野町ほか1件というところで、土砂崩壊防止施設等の整備や避難路などとなっていますけど、具体的にはどういう工事をされるのでしょうか。

◎松尾農業基盤課長 基本的には、水路の整備、排水路の整備をきちんとしていくことが土砂崩壊を防止する方法になります。したがって、今回実施しようとしている津野町あるいは栲原町では、排水路の整備を中心に進めております。一方で、土砂崩壊対策ではございませんが、同じ事業の中で津波対策として、黒潮町で津波からの避難路整備もあわせて実施しておりますので、そこで、今、委員が申し上げられました避難路などは、そういった整備もあわせて実施しているということでございます。

◎下村委員 ため池の関係なんですけど、今回も工事されるということで、工事しないといけないと思っているため池に対して、これで大体どのぐらい終わったことになるのでしょうか。

◎松尾農業基盤課長 基本的に現在我々が進めておりますものとしては、南海地震対策で、耐震対策を最優先に進めていく考えでございます。そうした中で、県内にため池が現在 397 池ございます。その中で、万が一決壊した場合に、下流に人家や道路があり、被害を及ぼすおそれがあるため池が 121 池ございます。その全てのため池について、耐震性はどうか、平成 26 年度までに耐震の検証をいたしました。その結果、21 カ所のため池について、耐震性が確保できていない状況がございました。その耐震性を図ることを最優先に取り組みをしております、まだ少ないですけど、昨年度までに 2 池については完成しました。本年度以降 19 池の耐震化を進めていく必要がある中で、本年度は 3 池のため池工事に着手する予定でございます。一方で、ため池工事に着手するためには、実施設計や用地買収が必要です。そうした作業を本年度 6 カ所のため池で実施しております。こういうスピード感、スケジュール感で平成 32 年度までに耐震化を完成する計画を持って取り組んでいく状況でございます。

◎下村委員 これは壊れてしまうと本当に大きな被害が及ぶことですので、できるだけ計画的に進めていただければと思います。

◎梶原委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、農業振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、農業振興部より 1 件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈農業政策課〉

◎梶原委員長 「第 3 期産業振興計画 v e r . 2 (農業分野)の進捗状況等について」、農

業政策課の説明を求めます。

◎池上農業政策課長 第3期産業振興計画、農業分野の上半期の進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。資料につきましては、商工農林水産委員会資料、平成29年9月定例会（報告事項）の赤い農業政策課のインデックスのついた資料で、主な内容につきまして御説明をさせていただきます。本年度の上半期の進捗状況と今後の取り組みの方向性、そして、9月11日に開催をいたしました産業振興計画フォローアップ委員会農業部会での評価と主な意見を取りまとめた資料となっております。9月19日に開催しました産業振興計画フォローアップ委員会において御審議をいただいたものでございます。こちらの資料とは別に別冊資料としまして、より詳細なものをお配りさせていただいておりますので、また後ほど御参考としていただければと思います。

第3期産業振興計画ver.2の上半期の進捗状況等でございますけれども、農業分野では、「地域で暮らし稼げる農業」を目指し、若者にとって魅力のある産業として発展できるよう、5つの戦略に基づきまして取り組みを進めているところでございます。

まず、戦略の1つ目の生産力の向上と高付加価値化による産地の強化では、ハウスの環境制御技術の普及に向けた取り組みを進めているところでございます。1つ目の丸に記載しておりますとおり、環境制御技術を導入された野菜の主要品目では、出荷量が前年を上回るなど、徐々に効果があらわれてきております。今後、まだ導入をされていない生産者の方々に対しまして、生産者交流会や現地検討会などにより積極的なPRに努め、新たに組み込む生産者の掘り起こしを図ってまいります。また、2つ目の丸に記載をしております次世代型ハウス等の整備支援につきまして、9月末までの整備面積の見込みは31.2ヘクタールとなっており、目標どおり整備が進んでいるところです。引き続き新たな案件の掘り起こしを図り、さらなる整備拡大を目指してまいります。

2つ目の戦略は、2) 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築でございます。集落営農の推進と中山間農業複合経営拠点の整備推進につきましては、ともに目標どおり取り組みが拡大してきており、特に複合経営拠点につきましては、拠点の経営発展に向けまして、それぞれの拠点に応じた事業戦略の策定に向けた支援を今年度から行ってまいります。

2ページをお願いいたします。3つ目の戦略の流通・販売の支援強化では、3つ目の丸に記載をしておりますとおり、実需者のニーズやこだわりを持った生産者の思いに応える販売を実現するため、今年度から県内12の地域でプロジェクトチームが立ち上がり、取り組みの方向性などを検討しております。今後、各地域で販路の拡大につなげる品目の掘り起こしや産地化に向けた検討を行ってまいります。

4つ目の戦略の生産を支える担い手の確保・育成では、1つ目の丸に記載をしておりますとおり、U・Iターン就農者の確保に向け、「産地提案型の担い手確保対策」に取り組んでおります。産地が求める人材や支援体制等をまとめました産地提案書の拡大に向けまし

て、各産地と個別に協議を行っており、現時点で 31 の市町村で 53 の提案書が策定をされております。また、括弧書きで記載しておりますとおり、平成 28 年度の新規就農者数は 276 人となっております、昨年度からは 11 人の増となっております。なお、これまで新規就農者数につきましては、6 月からの 1 年間の数を集計して公表しておりましたが、本年度からは 4 月から 3 月までの年度での集計に集計方法を変更しております。さらに、3 つ目の丸に記載のとおり、県内でも顕在化をしております労働力不足の問題に対応するため、県と県農業会議、J A、高知労働局で「高知県労働力確保対策協議会」を設置し、県内全域で労働力を確保する仕組みづくりに取り組んでおります。7 月には求職者情報を地域間で共有するためのポータルサイトを立ち上げており、今後はサイトの利用促進や新たな求職者の掘り起こしを積極的に行ってまいります。

最後に、5 つ目の戦略、地域に根差した農業クラスターの形成につきまして、施設園芸を核としまして、食品加工や直販所、レストラン等の関連産業を集積させて、より多くの雇用を生み出す農業クラスターの形成に向けた取り組みを進めております。こちらに記載はございませんが、現在のところ四万十次世代モデルプロジェクト、日高トマト生産拡大プロジェクト、南国市還元野菜プロジェクトなど、各地域での特色のあるプロジェクトについて、関係団体と連携し、取り組みを進めているところです。

こうした上半期の進捗状況等につきまして、9 月 11 日にフォローアップ委員会農業部会で御報告をいたしました。そこでの評価と主な御意見について、次に記載をしております。部会員の皆様からは、各施策が順調に進んでおり、一定の成果が見えてきているとの評価をいただいております。また、主な意見といたしまして、新規就農者の確保・育成について農業高校以外にも視野を広げ、商業高校や普通科の高校にも農業への関心を高める取り組みを行うべきではないか。また、移住対策や移住者の住居対策につきまして、市町村がもっと力を入れて取り組むよう、県としても働きかけを行うべきではないかといった御意見や、中山間地域の農産物出荷量が年々減少しているため、その要因を分析し、中山間地域の活性化を図ってほしい。さらには、環境制御技術につきまして高い評価をいただいております。普及拡大に向けて一層の PR を望むなどといった御意見をいただいたところです。今後は、こうした御意見も踏まえまして、取り組みの見直しや、来年度以降の施策の強化につなげてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 高知県労働力確保対策協議会のことでお聞きしたいんですけど、このポータルサイトの管理運営は、この協議会がされているんですか。

◎松村環境農業推進課長 労働力不足対策は環境農業推進課が所管しております。このポータルサイトは、7 月に完成いたしましたので、管理運営自体は県の農業会議に委託してござ

います。

◎横山委員 農業をされている方は、ただでさえ忙しい中で、そのポータルサイトは存在や使い勝手がいいものになっているのか、その辺はどうでしょう。

◎松村環境農業推進課長 このポータルサイトを立ち上げた背景の一つには、各JAが無料職業紹介所の機能を持っていることがあります。このJAの無料職業紹介所の機能は、JAが所管する範囲の求人求職ということで非常に限定をされております。JA間の紹介または求人情報が出せないという課題もございました。それを今回、県のポータルサイトを立ち上げることによって、県内全域で求人情報、求職情報を一元化して、お互い情報共有を図ることで、県のポータルサイトとJAの持つ無料職業紹介所の情報をマッチさせて、県内全域で、特に農産物の場合は農繁期が作物によって違いますので、それぞれ地域間でこういう求人求職の情報を交換することによって、県全体として労働力不足対策をとっていかうとするものでございます。

◎横山委員 すばらしい取り組みだと思うんですけど、そのポータルサイトを見ていなくて、行けなかったということがあったら、せっかくのシステムがもったいないと思うので、いろんな角度からアナログ的なことも活用して、積極的にこのマッチングが進められるように、これから磨き上げていっていただくようによろしくお願いいたします。

◎笹岡農業振興部長 このポータルサイトは、できたばかりでして、登録はまだ20人ぐらいでございます。課題は、その人数をふやすこと。システムについても、使う方にとっては、使い勝手が悪い部分もあると思いますので、そういう御意見を聞いたら随時改良に取り組んでいくことで、使い勝手がよく、できるだけたくさんの方々にご利用していただけるように、努力してまいります。

◎梶原委員長 専門部会での評価と主な意見ということで、新規就農者の確保・育成に向けて、農業高校への出前授業だけでなく、商業高校、普通科の高校生に対しても農業への関心を高める取り組みをもっと進めるべきという御意見を見て、本当になるほどなと思いました。都会に住んでいる、農業を全くやっていない方にあれだけ苦労してフェアに来ていただいて、さらには農業技術も指導します、農業をやってくださいと言っているのであれば、間口を広げるという意味では、関心を持っていただけるなら年齢は若ければ若いほど伸びますし、県内の高校生や大学生などに対して県外流出の防止にもなり、農業人口の増加にもなります。意見を見て、この辺の取り組みをぜひもっと進めていければいいのではないかという気が非常にしたんですが、部長はどう思いますか。

◎笹岡農業振興部長 当日の農業部会でもお話ししましたが、まだ接触しておりませんが、教育委員会にぜひとも協力をしていただきたい。また、普通科の高校生にも農業への理解を深めてもらいたいことで、趣旨もお話しして御協力いただけるように、また、生徒に農業を理解していただけるような取り組みを進めるように、我々としても努力してまい

ります。

◎梶原委員長 こちらも総務委員会のメンバーにも伝えておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎梶原委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

まず、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 総括説明に入ります前に、建設工事の入札契約手続の誤りにつきまして、御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。先月13日に開札いたしました甫喜ヶ峰森林公園林道暗渠排水路整備工事の入札手続におきまして、予定価格の算定を誤り、この誤りがなかった場合には、今回、落札契約した事業者以外の事業者が落札者となっていた可能性があったことが判明いたしました。建設工事の入札に御参加いただきました事業者の皆様にも多大な御迷惑をおかけし、また県民の皆様への信頼を損なうこととなりましたことに、心からおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。今後、このようなことを二度と起こさないよう再発防止対策をしっかりと講じますとともに、その徹底に取り組んでまいります。詳細につきましては、後ほど林業環境政策課長から御説明をさせていただきます。

それでは、林業振興・環境部の提出議案及び報告事項について、御説明をさせていただきます。まず、一般会計補正予算についてでございます。議案説明書の資料②の46ページ、林業振興・環境部補正予算総括表をごらんいただきたいと思います。総額で9,200万円余りの補正をお願いするものでございます。内容としましては、牧野植物園の磨き上げの一環として、夜間開園を実施するために、夜間照明の整備に要する経費を計上させていただいております。

次に、47ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、林道事業、治山事業につきまして、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、報告事項が5件ございます。項目といたしましては、第3期産業振興計画ver.2（林業分野）の上半期の進捗状況のほか、牧野植物園磨き上げ整備基本構想（案）や新たな管理型最終処分場候補地選定委員会の第2回、第3回委員会の審議の概要などにつきまして御報告をさせていただきます。

また、当部が所管します審議会の審議経過等につきましては、お手元の資料に一覧表をおつけさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、総括的に御説明させていただきましたが、詳細はそれぞれ担当課長から御説明さ

させていただきます。

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈治山林道課〉

◎梶原委員長 初めに、治山林道課の説明を求めます。

◎松嶋治山林道課長 当課の繰越明許費について御説明をさせていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の47ページをお願いいたします。林道費につきましては、大川村寒風大座礼東線など2路線の工事におきまして、関係機関との調整に時間を要したため4,806万7,000円を、また治山費につきましては、東洋町ナゲ谷復旧治山工事など26カ所の工事におきまして索道の用地交渉や他事業との調整等に時間を要したことから11億5,543万6,000円を、それぞれ繰り越し予定としてお願いするものでございます。いずれの事業につきましても、適切に事業執行を努めてまいりたいと思っております。

以上で治山林道課の説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎梶原委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 当課からは補正予算につきまして御説明をさせていただきます。資料ナンバー②議案説明書（補正予算）の48ページをお願いいたします。まず歳入でございます。補正額9,268万1,000円の財源といたしまして6,900万円の起債を計上してございます。

次のページ、49ページに歳出を記載してございます。補正の内容につきましては、右の説明欄にございますように牧野植物園管理運営費といたしまして、工事請負費9,268万1,000円を計上してございます。

詳細につきましては、補足説明資料で御説明をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りさせていただいております補足説明資料の環境共生課の赤のインデックスのA3の資料をごらんください。今回、補正予算におきまして計上いたしました工事につきましては、牧野植物園の南園及び温室に新たに夜間照明を設置するものでございます。牧野植物園は、来年開園60周年を迎えますことから、ファミリー園及びスタディ園、そして今回の夜間照明を整備いたしますことで、園の魅力をさらに引き出しまして、より多くの皆様にお越しいただくことを目指しております。夜間照明につきましては、右側の下の拡大図に記載しておりますとおり南園の左下側に温室がございまして、温室の内部に照明を設置するものでございます。現在、御好評いただいております夜間の開園につきましては、年間で約10日程度、実施をしてございます。こちらの夜間照明につきまして常設化することで、

年間 60 日程度に開園を拡大したいと考えております。拡大図の上の吹き出しにもございますように、こうした夜間開園を拡充いたしますことで、親子連れであったり、若い世代、さらに県外の観光客の皆様にもよりお越しいただきたいと取り組んでまいりたいと考えております。

整備スケジュールでございますが、夜間照明工事につきましては、年度内に竣工を目指しまして、来年春先の夜間イベントから活用させていただきたいと考えてございます。なお、整備スケジュールでございます（仮称）ファミリー園、（仮称）スタディ園につきましては、12 月議会において工事に要する経費を改めて計上させていただくということで考えております。

私からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 この夜間照明は、どのくらいの明るさになりますか。明るさが何ワットかわからないけど、野球場についている照明ぐらい明るいですか。

◎三浦環境共生課長 明るさの単位ルクスでは、まだ把握できてないんですが、メーンは植物に効果的、魅力的に当てるための照明と、南園は非常に高低差がございますので、来園者の方が安全に通るため、園路の足元を照らす照明を考えておりますので、いわゆる野球場ぐらいの明るさは持っていないという御認識をいただければと思います。

◎中内委員 これは経験があるけど、照明をつけることは、地域の人に大変迷惑がかかりますので、その辺の対策は十分とってください。

◎三浦環境共生課長 わかりました。光の害につきましては、周りに影響を及ぼさないように設計段階で検討を続けております。

◎梶原委員長 周りに影響を及ぼさないのはもちろんですが、植物に与える影響であるとか、必要最低限の安全の確保という意味で、明るさに対する基準というか、ある程度の方針も、ぜひ説明していただきたいと思うんですけど。

◎三浦環境共生課長 手元に、基準とした明るさの資料を持ち合わせておりませんが、来園者の方の安全確保、歩行するための安全な照明の明るさは確保するように考えておりますし、植物に対する影響につきましては、夜間になりますが、プロが考えた上での照明ですので、極力その影響が少ないような形で開園をしていくことで考えてございます。

◎塚地委員 夜間開園をするための施設整備ということで、大変楽しみにしている県民も割と多いので、いろいろ配慮しながらやっていただきたいと思うんですけど、開園期間が長くなるわけじゃないですか。指定管理ですよ。収入も多くなるかもしれないんですけど、人手が相当充実していかなくてはいけないと思うんです。指定管理関係のお金と収入とのさび分けとか、人的充実とかいうあたりはどうなるんですか。

◎三浦環境共生課長 体制につきましてはですけども、今の人員体制でローテーションを

組みながら対応が可能であろうというところで当面 60 日間として考えております。なお、警備は、外注しまして警備員を雇ってことで考えております。さらに夜間開園を実施し、たくさんお客様がおいでになるというお声が上がってくれば、もっと拡大していこうということで考えてございます。

◎塚地委員 指定管理料はどのようなんですか。

◎三浦環境共生課長 夜間開園をすることで、指定管理料にさらに赤字が出ないようにという御質問かと思いますが、指定管理者である牧野記念財団と赤字が発生しないような取り組みにすることで話を進めております。管理料自体は、名目上ふえる可能性はございますが、結果的に園としての入園料がふえ相殺されますので、結果的にふえないように考えてございます。

◎塚地委員 そうなんですか。60 日間、人員を一定ふやしてローテーションで可能というお話はありましたが、今でもスタッフの皆さんが、いろいろと大変窮屈という声を聞かなくもないんです。専門家も必要ですし、その人たちに牧野植物園に継続して勤務していただくためには一定の労働条件は保障しておかないと、難しくなると思うんですよね。そこはもう現場の意見も聞いていただいて、労働条件と労働実態をきちんとして専門性を持った人は残っていただける形にしていかなくてはいけないと思うので、現場の声もきちんと聞いて対応していただきたい。

◎三浦環境共生課長 その点につきましては重々心得ております。牧野記念財団としっかり話を進めていきたいと考えております。

◎横山委員 私も何か楽しみになってきたんですけど、牧野植物園を夜間開園することに関して、今、牧野植物園は夜になったら閉めているんですか。また、レストランなどは営業していますか。

◎三浦環境共生課長 夜は 5 時閉園になっていまして、レストランも閉めてございます。

◎横山委員 レストランなども利用できるようになるんですか。

◎三浦環境共生課長 現在のやり方としましては、夜間開園に合わせて軽食や飲み物を提供するサービスを、その都度、企画して展開してございます。今、レストランは牧野記念財団からさらに委託で民間企業に入らせていただいておりますので、夜間開園がさらに充実することで、レストランもぜひ営業してもらいたいというお話をさせていただきたいと思っております。

◎横山委員 ぜひ、牧野植物園で見て、食べて、いろんな楽しみ方ができるようになってもらいたいと思います。また、植物を夜鑑賞することの意義、楽しみ方にはどんな工夫をされていますか。

◎三浦環境共生課長 やはり一度見ていただくのが一番だと思いますので、いろんな機会を捉えまして PR することを考えております。ぜひ、お越しいただければと思います。

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続いて、林業振興・環境部より5件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

〈林業環境政策課〉

◎梶原委員長 まず、「第3期産業振興計画ver.2（林業分野）の上半期の進捗状況について」、林業環境政策課の説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 追加で1件御報告させていただきたい案件がございます。今から資料を配付させていただいてよろしいでしょうか。

◎梶原委員長 はい、説明をどうぞ。

◎坂本林業環境政策課長 甫喜ヶ峰森林公園林道暗渠排水路整備工事の入札契約手続における誤りの対応と再発防止の取り組みについて、御報告させていただきます。

冒頭、部長から御報告させていただきました県発注工事により入札契約手続の誤りにつきまして、その概要と今後の対応について御説明させていただきます。先ほどお配りさせていただきました資料の1ページをごらんください。当課で所管しております甫喜ヶ峰森林公園内の暗渠の排水路整備工事におきまして、中央東林業事務所が、9月13日に開札しました指名競争入札の際に予定価格の積算に誤りがございました。1ページの表にございます予定価格のAの欄をごらんください。予定価格は1,131万1,000円としております。この誤ってございました予定価格をもとに、最低制限価格を下にございます996万円と算定しまして、その下の入札価格にあります996万1,000円で有限会社かがみ建設様が落札しておりました。右のB欄をごらんいただきまして、積算に誤りがないとしますと予定価格が1,000円低くなっておりまして、最低制限価格は決裁権者が予定価格の10分の7から10分の9の間で決定できるとなっておりますが、予定価格と同じく1,000円低く設定したという可能性が高く考えられますので、B欄のとおり最低制限価格が995万9,000円だとしますと、現在失格となっております有限会社高知ガーデン土木様が最低制限価格と同額ということになりますので、落札者が現在の有限会社かがみ建設様から有限会社高知ガーデン土木様に逆転していた可能性が高かったという案件でございます。

次のページをおあけいただけたらと思います。積算ミスの内容につきまして4の(1)にございますように、実施設計書の表紙は平成29年8月1日積算単価適用と表示されておりましたものでございますが、実際は同年7月1日の単価で積算していたものでございます。(2)の積算ミスの発生原因としましては、チェックリストによりチェックする仕組みはございましたけれど、決裁ラインの複数の者によるチェックが十分ではなかったというところに原因があると考えております。

5の今後の対応でございますが、現在契約済みの相手方には瑕疵がなく、契約としては有効ということになりますので、契約は継続させていただくこととなります。落札の可能性があった業者の高知ガーデン土木様を初め入札に参加しておりました6業者の皆様には、積算ミスがあったことにより多大な御迷惑をおかけしたことを謝罪するとともに、再発防止の取り組みと、現契約は継続させていただきたいということを御説明させていただきまして、御了解はいただいております。また、積算ミスがなければ、県にとっては2,000円低く契約できていた可能性もありますことから、契約額を減額できないか、現在の契約の相手方をお願いすることを考えております。5の(2)の再発防止の取り組みのア、積算ミスを見逃さないためのチェック体制の強化としましては、(ア)にございますチェックリストの改善のところで、今回の事案では積算ミスが発生した箇所をチェック項目に追加しますことはもとより、(イ)の重点的にチェックする項目の役割分担化としまして、決裁ライン全員が全てのチェック項目をチェックするというのではなく、役職等に応じて重点的にチェックする、効率的でめり張りのある仕組みに改善してまいりたいと考えております。

2ページの下にございますイの職員の設計書の作成能力・チェック能力の向上のところでございますが、3ページをお開きください。(イ)の職員による設計書審査会の開催励行というところで、現在、決裁ラインの職員だけでチェックしておりますけれど、そうではなくて森林土木に携わる担当職員が集まりまして、議論しながら設計内容をチェックするという審査会を今後励行しますことによって、若手職員だけではなくて、職員全体の技術力アップにもつなげることで、ミスの再発防止にも根本的に対処できる方策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後にウの再発防止策の周知徹底のところでございますが、再発防止に向けて職場内で具体的に再発防止策を議論するといったことで、職場全体で再発防止への意識を今後高めてまいりたいと考えております。再度このような積算ミスが起こらないように、再発防止策を徹底し、県民の皆様への信頼回復に向けまして精いっぱい努力してまいりたいと考えております。このたびはまことに申しわけございませんでした。

以上で、積算ミスの御報告とさせていただきます。

◎梶原委員長 第3期産業振興計画の報告に入る前に、このことについて御質問のある委員はどうぞ。

◎塚地委員 最初に、チェックのラインと先ほどおっしゃったんですけど、何人の目を通すものになっていますか。

◎坂本林業環境政策課長 担当者が作成した後に、検算者が担当レベルで、まず全項目を検算いたします。その次にチーフがまたチェックを行います。その後、管理職の立場で、次長、課長、所長。所長が全て見るわけではございませんが、ポイントを決めて見るとい

う体制でチェックしております。

◎塚地委員 今回のミスを受けて、全ての案件について審査会をやるわけではないんですよ。

◎坂本林業環境政策課長 既に当該事務所以外で審査会を行っておるところもございまして、全体的な事務量の負担にもなりますので、まずは金額が大きいですか、困難案件というところが中心になると思います。そういったところからまず始めて、できるだけ多くやれたらということで、励行という形をとりたいと思っております。

◎塚地委員 技術職員も含めて現場にも行かないといけない状況の中で、結構、多忙ですよ。確かに大事なことだと思うんですけど、過重にせず合理的にしていくことにしないと、かえって過労になって集中力が欠けることになってはいけません。こういうことが起こったから、きゅっとやらないといけないんですけど、そこらあたりはもう少し現場に配慮することと、もう少し現場に余裕があることが大事だと思うんですよ。そうでないと、職員が現場の中で育つことができないので、ぜひ配慮していただきたいと思っております。

◎坂本林業環境政策課長 おっしゃられるとおりでして、私どももこれでやってくださいと上からおろすつもりはございません。この案件が起こった後に所長会も開きまして、皆さんの御意見を聞いた上でこうまとめておりますが、またこれを一度現場におろしまして、御意見を吸い上げて、それから現場とも合致した形で進むようにしたいと思っております。決して加重することで再発防止が図られると思っておりますし、現場に出ることも非常に大切だと認識もしておりますので、そういう時間を確保しつつ、ポイントポイントで、そういう会も開きながら、結果、職場のコミュニケーションを図れるような職場の雰囲気も作りながら、技術力もアップできるものを求めていきたいと思っております。

◎塚地委員 今回のミスによって失格となった方から、何か具体的な御意見は上がってきているんですか。

◎坂本林業環境政策課長 お手元の資料3ページ下の参考にございますように、当初失格となった業者は2人でございます。高知ガーデン土木様については、落札者となったであろうということで、最初に謝罪に行かせていただき、いろいろ思うところもあると思いますが御了解はいただいております。そのほかの皆様も今後再発防止対策をしっかりとやるよという御意見は大体の皆さんからありましたが、そこはしっかりとやらせていただきますということで、また再発防止策をもって再度御説明させていただきまして、御了解をいただいております。

◎塚地委員 業者にしてみたら、なかなか県に厳しいことは言いづらいかもしれないんですけど、そこは真摯に受けとめていただいて、対応していただきたいと思っております。

◎横山委員 6月から積算を始めて、適用単価が月をまたいでいたということで、これから非常に注意もしていただきたいと思っております。これは、今発注するものに対して、手前か

ら図面を引いて積算となると、月をまたいでいくことはほとんどの工事で発生すると思います。私ももともといろいろな積算などをしていたんですけれども、月がかわったら自動的にその月の適用単価になるように、県のシステムが根本的なところから解決できるものになれば、ヒューマンエラーはないのかとか思ったんですけど、そこまではなかなか難しいですか。

◎坂本林業環境政策課長 おっしゃられるように、私どもも最初そういったことを思いましたが、システム上自動でやることについては、逆にそうではない場面もあるということを知っています。土木部とも話していかなくてはいけないところがございますが、現実的には難しいと聞いております。

◎横山委員 人間がどれだけ注意しても、ヒューマンエラーは絶対起こるという前提のもとに、再発防止にぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

◎梶原委員長 相手方にも、本当に落札した可能性がある業者にも、そういう影響を与えているわけですし、本来、瑕疵のない落札した業者にも減額をお願いもしなくてはならない、いろんなところに大変な影響を与えることですので、今回のことをしっかり重く受けとめて今後とも再発防止にぜひしっかり取り組んでいただきますように、委員会から強く要請をいたします。

それでは、「第3期産業振興計画 v e r . 2（林業分野）の上半期の進捗状況について」、林業環境政策課の説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 引き続き、産業振興計画 v e r . 2 の報告をさせていただきます。報告事項という資料がございますが、その赤いインデックス、林業環境政策課の1ページをおあげいただけたらと思います。

産業振興計画におきます林業分野における進捗状況の御説明をさせていただきます。本年度4月以降の上半期におきましては、おおむね計画どおり進んでおると認識しております。最初に1の原木生産のさらなる拡大についてでございますが、上から2つ目の丸にありますように、効率的な生産システムの導入の促進に向けまして、原木生産に欠かすことのできない路網整備を進めるため、本年度より林業事務所ごと「林道整備促進協議会」を設置しまして、地域地域の課題を共有しながら効率的な路網整備の促進を行いますことや、それから3つ目の丸にございますように、高知の急峻な地形に合った簡易型の林業機械を開発することによりまして、林業事業体の皆様が生産性の効率につながれますように、まずは検討委員会で仕様書を検討しまして、試作機の製作につなげ、将来的には同じ課題を抱えるほかの県にも開発した製品を開発企業が販売できることを目指す新たな取り組みを進めております。

次に、2の加工体制の強化につきましては、1つ目の丸にございますように、製材事業体の経営力の体制強化を図るために、コンサルティングのサポートのもと、製材事業体の

事業戦略の策定支援を進めているところでございます。

次に、3の流通・販売体制の強化のところでございますが、県外に設置しております流通拠点を2カ所増の24カ所としましたほか、好調でありますトレーラーを利用しまして関東への定期輸送に加えまして、昨年度から始めました近畿、東海地方への定期輸送の定着化にも取り組んでおります。

資料の2ページをおあけいただけたらと思います。次の4の木材需要の拡大でございますが、低層非住宅の木造化や建築用の良質材でありますA材の活用を推進していくために、県内で開発されました新建材を活用しましたモデル建築物の整備や内装材の開発など、取り組みの支援をしているところでございます。また、直交集成材でありますCLTにつきましては、経済同友会との協働プロジェクトによりましてユーザーの目線に立った普及方法などの検討を進めておりまして、来年の2月には、その成果を全国に発信していくためにシンポジウムを東京で開催する準備を現在進めておるところでございます。

次に、5担い手の育成・確保でございますが、ことし4月には林業学校の基礎課程に20名が入校しておりまして、2つ目の丸にございますように、来年4月に本格開校します林業大学校には、初代校長として著名な建築家でございます隈研吾氏に就任していただくことが決定しております。現在、この隈先生の助言をいただきながら専攻課程の開講、それから施設の整備などの準備を進めているところでございます。また、U・Iターン希望者を対象としまして、高知の林業について学ぶことができます「フォレストスクール」を、東京・大阪の2カ所で今年度初めて実施しております。東京、大阪でそれぞれ3回ずつ開催しましたところ、延べ53名の参加がございました。参加していただいた皆様に、今後、高知県の林業分野に就業していただけるよう、しっかりとフォローしていきたいと考えております。

最後に、先月開催しました産業振興計画における林業部会におきまして、上半期の取り組みの全般に対しましては、ほぼ計画どおり進んでいるという評価をいただいたところでございますが、林業部会の委員の皆様的主要な御意見につきまして御報告させていただきます。まず、原木の増産に向けました御意見として、国道・県道や鉄道沿線の民有林を活用するために、行政が関係機関と協議してほしい。森林所有者の特定が難しく集約化が進まないため、早期に林業台帳の整備が必要といった御意見。次に、木材需要の拡大に向けた御意見としまして、国産材が外材に取ってかわることが必要であり、また木造が鉄筋コンクリートづくりや鉄骨づくりの建物に進出することや、低層の公共建築物、民間の建築物への木材利用の促進にも前向きに取り組んでほしいといった御意見をいただいております。これらの御意見を踏まえまして、本年度4月から施行しております高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例をよりどころとしながら、林業分野の目標達成に向けまして、取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 専門部会の主な意見で、一番下に国の森林環境税に期待したいという言葉がございます。今議会初日に意見書を議決しまして、国民運動的な感じで盛り上がっていると感じるわけですが、この期待したいというところですけど、どのような期待があるのかと、今後の見込みをお聞かせ願えばと思います。

◎坂本林業環境政策課長 今議会冒頭で意見書を可決していただきまして、ありがたいと思っております。森林環境税の状況でございますけれど、国が総務省を主体に森林環境税の検討チームを立ち上げておりまして、5月から大体毎月という予定でございますが、今のところ中間報告を出す予定ですがまだ出ておりません。国の今の考え方としましては、市町村が主体となって今まで整備の行き届いてない森林を整備していくために、国の環境税を使って国土保全、CO₂吸収源の森林の整備をしたいという趣旨でございます。国としましては、昨年度の税制改正大綱で森林環境税を創設するということを書き込んでおりますので、今年度中には何とか成立に持っていきたいという強い意思はお聞きしております。めどとしましたら12月の税制改正大綱には、それを書き込むということで進めておると聞いております。森林環境税を成立させていただくことで、森林県である高知県にとっては非常に大きい財源になりますので、森林環境税を活用してなお一層、高知県の森林整備を進めていきたいと非常に期待しておるところでございます。

◎土森委員 大変頑張っておられると思いますが、木材需要の拡大ということも非常に重要なことで、その中でCLTに随分と力を入れていただいて、今、高知おおとよ製材が取り組んでいますよね。巷間聞くところによりますと、池川木材工業もCLTを入れてやるということも聞いておりますが、県下でこのCLTを中心とする木材需要拡大のために頑張っている製材はどれくらいあるんですか。

◎小原木材産業振興課長 CLTについての需要の分ですが、建物につきましては、現在、全部で完成しているのが8つありまして、5つが整備中で設計が3つになっております。

◎土森委員 製材はどれくらいあるんですか。

◎小原木材産業振興課長 製材、CLTにつきましては、こういったCLTの建物の中に、高知おおとよ製材であったり、池川木材工業というところがCLTの供給をしています。CLTのところには一般の製材品も入っておりますので、そういったところは地域の材料も一緒に使っていると聞いております。

◎土森委員 農業振興部から、池川木材工業がCLTに取り組むことで、おが粉が随分大量に出るといった説明があったんですが、年間どれくらい、おが粉がふえると見通しているんですか。

◎小原木材産業振興課長 池川木材工業につきましては、昨年度に整備をしまして工場の

規模拡大をしております。その関係で従来1万5,000立方メートルぐらいの原木生産、引き量だったものを5万立方メートルの目標でやっていますので、その部分の中でおが粉の生産がふえてくることとなります。高知おおとよ製材も、ここ1年でフル稼働になっていますので、この2つの製材工場からフル稼働になった時点では5,000トン余りふえると見込んでおります。

◎土森委員 順調にいけば5,000トンふえるということですよ。今、CLTだけじゃないし、木材需要の拡大ということで、おが粉がどんどんふえてくるという見通しなんですよ。

◎小原木材産業振興課長 池川木材工業につきましては、CLTだけでなく、ほかの板材とか韓国への輸出とか、県外の建築材料も一緒につくっていますので、動き始めても順調に今の製造量が伸びてきています。

◎土森委員 池川木材工業は、ベトナムにも工場を持っていますね。はね木を利用してベトナムで随分、製品をつくって、韓国にも輸出したりしていますよね。私たちも現地へ行って工場を見学して、調査したことがあるんですけどね。これも高知県の場合、木材需要は非常に有利な展開ができると思っていますので、おが粉だけじゃないけど、おが粉のことが心配になりましてね。おが粉がふえるということは生産量がふえるということだからね。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますね。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

まだ、報告事項があと4件ありますので、ここで一度休憩をとらせていただきたいと思います。再開時刻は午後3時10分といたします。

(休憩 14時49分～15時10分)

◎梶原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈新エネルギー推進課〉

◎梶原委員長 次に、「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」の改定について、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 報告資料の新エネルギー推進課という赤いインデックスのついている3ページをごらんください。横の資料になります。

昨年3月に策定しましたガイドラインなんですが、運用を行ってきた中で、事業開発に伴う土砂災害、濁水等の発生だとか、あるいは事業予定地の市町村以外の周辺市町村への影響等を懸念する声も聞かれてきたところです。ことしの4月から固定価格買取制度の制度が変わりまして、その見直しも行われたということで、それを一定反映する必要があるということで今回改定を行いたいと思っています。

改定内容につきましては下半分をごらんください。大きく2つに分けております。まず、運用の中で見えてきた課題に対する改定ということで、新たな手続として、災害発生のリスクが高い急傾斜地のエリアを避けるなどの「慎重な用地選定」を追加しております。これは全くの新規になります。2番目は、これまで現行のガイドラインでは発電施設の設置を予定している市町村に事業概要書を届けてくださいとしておりましたが、濁水等が河川を通じて他の市町村にも及ぶ可能性がありますので、事業の影響が想定される周辺市町村にも出していただきたいということを追加しております。また、濁水対策の例示等を追加した形で今反映させていただいております。

右側の固定価格買取制度の見直し。これも国の制度に伴うものなので、これに対応して手続等の変更だとか、国の「事業計画策定ガイドライン」の中で求められている地域への配慮や対応等の記述を追加したものでございます。

少し本文の改定案でごらんいただきたいところがございますので、後ろから2つ目の冊子に改定案をつけておりますので、そちらの3ページをごらんください。基本的に下線を引いている箇所が前回からの現行案からの改定の場所になります。3ページにフローを載せておりますが、左側は固定価格買取制度に基づいて事業者等が国とか電力会社に行く手続になります。あっさり言えば、今回の改定は、国への認定がこれまでは設備認定だったものが事業計画認定になって、一番最後になったというのが手続の流れでございます。右側のフローの部分が今回ガイドラインの中の手続なんですけど、一番上の①慎重な用地選定で「設置を避けるべきエリア」等を参照し、地域への影響を確認し、慎重な用地選定を行ってください。これが全くの新規手続となります。これについて少し御説明をさせていただきます。4ページの上2段落目をごらんください。土砂災害や水害の発生のおそれのある地域や希少野生動植物の生息地など、地域の生活環境、自然環境等に大きな影響を及ぼす可能性がある次表に掲げるエリアを太陽光発電施設の「設置を避けるべきエリア」とします。太陽光発電施設を設置する用地の選定に当たっては、こうしたことなどを十分考慮して慎重に検討してください。まず、事業計画を立てる前の用地選定からなるだけこういうことに配慮して立てていただきたいということで新たな手続を追加しています。

区分としましては、生活環境等とか、自然環境等と大きな区分に分けてございますが、1つの例で申し上げますと、4ページの一番上の急傾斜地崩壊危険区域。こうしたところは山地災害を未然に防止することを目的に、工作物の設置や土地の形を変える等の行為の制限やその危険性の調査が行われています。これらのエリア以外と比べまして、こうしたエリアは災害発生により周辺住民の生命・財産等を脅かすリスクが高くて、太陽光発電施設の設置を避けるべきエリアと、こういう考え方のもとに、各法令等の許認可等にかかわるものについて主に手続の整理をしているものでございます。

7ページをごらんください。7ページの中ほどの②の手続の中で、先ほど申し上げまし

た、設置する市町村だけではなくて周辺市町村にも事業概要書の提出をしていただくという記述を追加しております。

8 ページをごらんください。一番下のところになるんですが、ここは、適切な施工・維持管理・廃棄等という一番下の⑤の手続の中で、濁水対策の例示等を追加したものでございます。

ほかは、固定価格買取制度などの制度に基づいていろんな表現を強化したものでございますが、現在、この案につきましては、市町村とか、県内の太陽光発電事業関係者の団体などに意見を聞いているところでして、そうした意見も踏まえまして、なるべく早く今月末ぐらいをめどに改定を行いたいと思っています。

私からの説明は以上になります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 県内でもあちこちで住民の皆さんとのトラブルもあったりしているんですけども。この改定内容のところ、あくまで事業者に自主的な対応を求めるということになっているんですが、これよりさらにきちんと規制ができる、強制力が働くものにはできないものなんですか。

◎山下新エネルギー推進課長 いろんな観点、例えば土地開発の観点、景観の観点。現在でも法の中で規制があるものもございしますが、その中で、どうしていくかを検討する可能性はゼロではございませんが、いろんな権利との整理が要ると思いますので、かなりの時間を要するなかなか困難なことがございます。当課では全国知事会を通じまして、まず地域への説明をしっかりとってもらいたいことなどを義務づけるような法令を整備していただけないか。まず法律がしっかりあればそこでやっていただけますので、そういう提言を去年からやらせていただいています。同様の状況はほかの県でも起こってきているようなので、国もいろいろ考えていただけないか、続けてやっていきたいと思っています。

◎塚地委員 ここへいろいろ書いていただいていることは、確かにそのとおりなことで、事業者の皆さんに守っていただかないといけないことなんですけど。通常、考えればそこにつくりますかというところにつくっている現状があるということなので、そこは強制力が働かないと、なかなか自主的な対応だけでは規制が難しい状況が続くと思うので、これからは粘り強く国に対して法的規制がきちんとかけられることですか、森林部分の開発も大きいので、森林法の開発関係ですとかをきちんと国にも提言していただきたいと思います。ガイドラインなので自主的な対応なんですけれども、せっかくガイドラインをつかったのにそこが自主的で結局は何の役にも立たなかったということでは、住民の皆さんにとって県の姿勢に不信を買うことにもなります。一定のことができ上がるまで住民の皆さんに説明しないということではなくて、住民の皆さんが県にいろんな形で相談に来たときに、県側から積極的に情報発信ができることにしておかないと、結局はもう何にもでき上

がまま、住民の知らないままに進むことになるので、私はその部分がすごく大事な
やないかと思うんですよ。そこらあたりも何かの形で対応できないかと思っていますので、
業者との関係でそれを確認するというか、相談に来た段階で住民の皆さんに県行政側とし
ては知らせますという手続をとってもらいたいと思っています。

◎山下新エネルギー推進課長 委員の御心配されることは、ごもっともなんですけど、基
本的には県に正式に何かの書類ができたときには、もちろんその情報は公開できるわけな
んですが、それまでの事前の問い合わせなどは、相手方の了承を得ないと守秘義務がござ
いますのでなかなか言えないものがあります。例えば、相当大きな計画ではいろんな影響
がある。相手方に「言ってもいいですね」と了承をいただいた上で、話せることは情報共
有していくようにしないとなかなか難しい面はございますけど、できる限りの範囲でやっ
ていきたいと思っています。

◎塚地委員 相談に来られたときに、そのことを相手と確認してもらいたいと思うんです
ね。その段階で、住民の皆さんに知らせることをちゅうちょすること自体に問題が発生す
ると思うから、ちゅうちょするわけなので、そこは相談に来た段階で公表できることがす
ごく大事ですので、ぜひそういう態度で業者にも対応してほしいということをお願いして
おきたいと思います。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎梶原委員長 次に、「牧野植物園磨き上げ整備基本構想（案）について」、環境共生課の
説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 まず、お手元の下の方に冊子についております、牧野植物園磨き
上げ整備基本構想（案）をごらんいただけますでしょうか。牧野植物園につきましては、
昨年、牧野植物園磨き上げ整備基本構想の策定委員会を設置いたしまして、検討を続けて
まいりました。このたび牧野植物園磨き上げ整備基本構想（案）として、取りまとめまし
た内容につきまして、御報告をさせていただきます。

表紙1枚めくっていただきまして、裏面に目次がございます。ここで構想の構成につき
まして説明をさせていただきます。まず、1番目、1章としまして、基本構想を策定する
目的と位置づけについて整理をしてございます。さらに、2としまして、現状と課題。3
としまして、磨き上げの目標と方針を定めまして、4として、今後、磨き上げの整備、行
うこと、内容について取りまとめてございます。

内容につきましては、報告事項のA3の資料で御説明をさせていただきたいと思いま
す。環境共生課の赤いインデックスの資料をお願いいたします。基本構想策定の目的といたし
まして、牧野植物園でございますが、五台山の地形を生かした植物の展示、また、牧野博
士の植物図や植物標本、また、研究を行っている、こういった活動のもと、そういった財

産や取り組みにつままして十分に活用できていないという認識のもと、牧野植物園が持ちますポテンシャルを最大限、今後発揮しまして魅力を高めていくように磨き上げ整備を実施することとしまして、今後取り組むべき具体的な内容を取りまとめたものでございます。

現状といたしまして、まず来園者ですが、平成 20 年度の 20 万人をピークといたしまして減少傾向にございます。今後取り組むべき課題としまして、この来園者の増加、そのための憩いの場や学習スペースの拡大、貴重な資料の公開の機会の拡大であるとか、研究の活用や見える化、また、園内の案内サインや展示植物などの解説の充実、バリアフリー化や南海トラフ地震対策などを挙げてございます。

こうした課題に対して対策を講じてまいりまして、3つの拠点機能を備える総合植物園として確立することで、世界に誇れる「MAKINO」を目指すこととさせていただきます。

3つの拠点機能でございます。1つ目としまして、県民の誇りの拠点でございます。県民の皆様が誇りとなる植物園となりまして、そうすることで県外の皆様や、また、外国の方々にもお越しいただける植物園を目指してまいります。2つ目が、知の拠点でございます。牧野植物園では現在、民間企業とも協働して研究を進めておりますが、さらに外部の研究者との交流も一層進めながら研究を進めてまいりたいと考えております。3つ目が、宝の人材を育成する拠点でございます。子供たちが植物に親しみながら自然を大切に思う心や探求心を育むように取り組んでまいりたいと考えてございます。こうした機能を発揮してまいりますことで観光振興、産業振興、さらに教育への貢献をしてまいりたいと考えております。

整備内容につままして、今後の磨き上げの具体的な内容を整理してございます。一番左側につまましては、来年度オープンを目指しまして、現在既に整備を進めておりますファミリー園、スタディ園、さらに夜間照明の整備を行うものでございます。ファミリー園では子供たちが走り回れるスペースをつくりまして憩いの場といたしますとともに、フラワーイベントなどを実施してまいります。こうしますことで、家族連れや若い世代の皆様にもお越しいただけるように整備をしてまいりたいと考えております。スタディ園につまましては、子供たちの教育への貢献といたしまして、実際に植物に触れたりできるエリアとして整備をしまして、学校の学年単位で学習プログラムを実施できるようにしてまいりたいと考えております。

真ん中と右側の欄につまましては、さらに平成 31 年度以降に整備したいと考えているものを整理してございます。真ん中のお宝の展示・VRでございます。牧野先生の残していただきました植物図などにつまましては、展示して見ていただくだけではなかなかその精密さであるとか、その魅力は十分に伝え切れないこと。また、四季折々の植物園内の様子をいつでも見ていただけるようにバーチャルリアリティーや、4K、8Kといたしました映像技術を活用しまして、詳細に紹介・解説することで、魅力を伝えていきたいと考えて

おります。あわせまして、その下にお宝展示とございますが、牧野先生が収集、作製されました植物図、植物標本など、本物を常設展示できますように展示館のスペースを活用してまいりたいと考えております。

右側に、「(仮称) 新研究棟の整備」とございます。こちらにつきましては現在、有用植物の研究を行っております資源植物研究センターにつきましては、耐震診断の結果、耐震性に問題があるということが判明いたしましたことから、建てかえることとしております。建てかえにあわせまして機能を充実させるということで、具体的には、現在、植物分類学の部門、有用植物学の部門を1つのスペースとしてまとめまして、相互の交流を促進いたしますとともに、外部の研究者との交流を進めるスペースとしまして整備をし、これまで以上に研究を進めるものということで考えてございます。また、来園した方々に対しまして、研究の状況を実際に見て見学できるような施設にしたいと考えておりまして、「子どもラボ」としまして、子供たちが研究の体験ができるようなことも考えてございます。あわせまして、席数が現在十分でないという御意見をいただいておりますレストランの席数の充実などにつきまして考えておるところでございます。

検討委員会での協議におきましても、牧野植物園の磨き上げ整備に当たりましては、牧野植物園のみではなく五台山全体として振興することが重要であるということで、御指摘をいただいております。このため、牧野植物園といたしましては、整備に当たりまして竹林寺や五台山公園と連携していくことが求められておりますことから、単独としてではなくて、こういった方々と連携して取り組みを進めるということで考えております。

南海トラフ地震対策でございますが、委員会において出先調査機関調査を実施していただいておりますが、特に長江圃場につきましては、津波浸水地域でありますことから、貴重な植物につきましては、高台移転などの保護対策を順次実施してまいりたいと考えております。

下側の青色の欄でございますけど、まず左側のバリアフリー化、サインの改善でございます。牧野植物園につきましては、五台山の地形を生かしているということから園内を全てバリアフリー化、統一することはなかなか困難な状況ではございますが、さらに可能な限りバリアフリー化を進めたいと考えております。また、御要望の多い、座って休憩できる場所をふやしていきたいと考えております。サインの改善につきましてはファミリー園、スタディ園など、園地がさらに拡大いたしますことから、さらにわかりやすい案内表示の改善に努めてまいるとともに、外国語の表記もあわせて行っていきたいと考えております。

こうしまして、魅力を向上していく牧野植物園について、広報のあり方を検討いたしまして効果的な情報発信を行ってきたいと考えております。あわせまして、県内・県外の旅行代理店・旅行会社へ営業活動を行いますとともに、県内の旅館・ホテル、また、タクシー業界の皆様へも、ぜひ説明会や内覧会を開催しまして、観光客の皆様をより多く取り込

んでいきたいと考えております。

右側になります。園内ガイド、運営体制でございます。こちらにつきましては、植物園の魅力、植物や展示物の魅力を来園者の方々に伝えるためには、ガイドのあり・なしで大きく異なっておりますことから、ガイドの機能をさらに充実をさせていきたいと考えております。あわせて、人的なガイドにはどうしてもおのずと限界がございますので、またあわせて外国の方への対応も今後ふえてくるということがございますので、Wi-Fi利用の環境なども整えまして、スマートフォンなどを活用した音声ガイドなどにも取り組んでいきたいと考えてございます。また、磨き上げ整備を実施し、来園者の皆様の満足度を向上していくためには、運営体制を整えてまいりますことが最も重要、基本だと考えておりますので、先ほど御指摘ありましたが、職員の体制につきましてさらに充実をいたしますとともに、運営を支援していただいておりますボランティアの皆様のスキルアップなどにも取り組んでまいりたいと考えております。

こうして取りまとめました、牧野植物園磨き上げ整備基本構想を実践してまいりますことで、さらに、県としまして観光産業・教育へ貢献したいと考えております。なお、この基本構想につきましては、今後パブリックコメントを実施いたしまして県民の皆様から御意見をいただきまして、最終的に策定をするということで考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 これは立派なことばかり書いているように思う。このとおりにいけば私も満足できるので、お客さんも大変満足すると思いますけれども、私は恐らく50%も行くのはほど遠いと思います。園のその話よりも、先に道路整備をどうするか、バスをどのように運行させるのかについて、どう思いますか。

◎三浦環境共生課長 御指摘のとおり五台山道路は、ほとんど一方通行でかなり道幅が狭い部分がございます。特にバスの場合は、高さがございますので樹木がバスの屋根部分に当たったりすることでバスが損傷するという意見もお伺いしておりますので、道路自体は土木部の所管になりますが、土木部と連携して今後どうしていくのか話を進めているところでございます。

◎中内委員 芝生の広場を子供でにぎやかさせたいという意見も書いてありますけど、子供は一人では来られないから、親が必ずついてこないといけない。そうすると車を走らせないといけない。開園時間は何時から何時までですか。

◎三浦環境共生課長 標準でしたら9時から5時までになっております。

◎中内委員 5時。そしたらナイターは要らない。

◎三浦環境共生課長 夜間開園の場合には、夜9時ぐらいまで開園いたしますので、9時までの夜間について照明を当てることになります。

◎中内委員 子供が夜9時までようおりますか。

◎三浦環境共生課長 夜間開園の場合は、お越しいただくのはお子様というより大人の世代がほとんどかと思えます。ただ、本当に小さい子供さんを抱いてお見えになる家族連れの方もおいでになります。

◎中内委員 それは事実だと思うんですよ。函館山の観光ルートでも、バスなども、1時間か2時間か知らないけど、時間が来たらもう引き上げてくれという厳しい規制をしておるわけです。あれだけにぎわっておるところと、一概に一緒とはいかなくても、道路整備をきちんとして、子供をきちんと連れてきてというマニュアルも僕は欲しいと思いますけどね。

それから、タイワンツツジを植えるとなっているけど、台湾だけでなくで広げて、ツツジだったらいろいろあろうと思うし。これはツツジだけですか。

◎三浦環境共生課長 実は、以前、牧野植物園の取り組みの一環としましてタイワンツツジの種子で、苗も含めて研究をしております。その関係で牧野植物園として現在、統計的にタイワンツツジをいろんな種類、鉢植えで栽培をしているというところがございます、逆に地元でもそこまで統計的に一連の種類として展示をしている植物園もない状況ですので、ぜひとも牧野植物園としましてせっかくの機会なので栽培して、見ていただきたいということでございます。植物につきましては、いろんな外国からも、国内からも貴重な植物がございますので、機会を捉えて展示することで考えております。

◎中内委員 一生懸命頑張ってください。

◎梶原委員長 以上で、質疑を終わります。

〈環境対策課〉

◎梶原委員長 次に、「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」第2回及び第3回委員会の審議の概要について」と、「エコサイクルセンターにおける埋立廃棄物からの発煙についての最終報告について」を、あわせて環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 環境対策課からは報告事項が2点ございます。お手元の委員会資料の環境対策課の赤いインデックスがつけました5ページをお願いいたします。報告事項の1点目、「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」の第2回及び第3回委員会の審議の概要について、御報告をさせていただきます。

まず、1の平成29年7月26日に開催されました、第2回委員会において決定されました事項でございます。第2回の委員会では、第1回委員会において決定されました1の(1)の選定エリアと書いています左側の黄色い囲みに記載してあります条件に基づきまして、候補地を選定していくための面的な選定エリアを決定していただきました。

その右側の図1にございます赤い太い線で囲われました内側の白い部分、こちらが選定エリアでございます。その下の(2)のア、(ア)から(エ)までの1次スクリーニング項

目、4項目を決定していただきました。この1次スクリーニング項目に適合する土地を1の選定エリアの中から抽出をしていくということになります。

各項目でございます。(ア)の敷地面積5.5ヘクタール以上は、第1回の委員会で決定いただいた項目でございます。(イ)の幹線道路から2キロメートルの範囲は、最寄りの幹線道路から最終処分場までのアクセス性を考慮して設定された項目でございます。(ウ)では、文献等によりますと、最終処分場に適する地形は、山間または平地と大別されますことから、地形的条件は谷地形、または平坦地とされました。また、工事の施工性や、土砂災害のリスクを考慮いたしますと、緩やかな勾配の土地が優位であり、管理用道路すとか、工事中の仮設道路の整備などもございますので、関係する規定を参考にいたしまして、その勾配の範囲は14%以下とするという条件が付されたものでございます。(エ)は、園芸施設やプラント施設等確認されるなど、既に事業用地として利用されていることが明らかな土地については除外をするとされたものでございます。

その下のイでは、1次調査対象地の抽出方法、国土地理院の2万5,000分の1の縮尺の地形図に、選定エリア並びに1次スクリーニング項目の中の幹線道路から2キロメートルの範囲図、及び地形解析により作成されます土地の傾斜量の区分図、こちらを重ね合わせて確認されます5.5ヘクタール以上の面積が確保できる一団の土地の中から、地形図や航空写真によりまして得られる情報を確認して抽出すると決定されました。

次に、2の平成29年9月6日に開催されました、第3回の委員会の審議の概要でございます。

まず、(1)としまして、本年6月30日から8月31日までの間、候補地選定の対象となる土地を公募しましたところ、土地所有者から4カ所の応募があったことを御報告いたしました。この土地につきましては今後、応募対象とした土地の要件を満たしているかどうかを確認し、さらに1次調査対象地の抽出条件を満たすことを確認した上で、同様の評価を行っていくとなります。

資料の右側に移りまして、(2)では、第2回委員会で決定されました抽出方法に基づきまして、表1にございます17市町村、104カ所の土地を1次調査対象地として決定していただきました。大字名を記載しました1次調査対象地箇所一覧表は、次の6ページにございます。なお、この審議につきましては、公開することにより、土地所有者を特定し得る情報が明らかになり、地元関係者に心配や不安を与え、混乱を引き起こす可能性があるなどの理由によりまして、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開しないことができる場合に該当すると、委員会の判断によりまして非公開で行われましたので、報道機関の皆様には、委員会終了後、同日19時から審議の結果を説明させていただきます。

その下の(3)では、1次調査対象地をさらに絞り込むための2次スクリーニング項目

でございます。この評価項目としまして、最終処分場の建設予定地を検討する際に考慮すべき法規制等のうち、第1回委員会において考慮した法規制等以外の法規制に加えまして、景観への配慮などの観点による重要文化的景観の重要構成要素、ほかの6項目及びこれまでの委員会において委員から御指摘をいただきました防災の観点による土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、地すべり危険地区、こちらに常時水流のある谷を加えた4項目。合わせて10項目を決定していただきました。

このうち、重要文化的景観の重要構成要素と四万十川条例につきましては、手続を経れば開発行為は可能ではあるものの、そうした場所に最終処分場を整備することは望ましくないと考えられること。また、常時水流のある谷につきましては、流域面積が広くて水が集まりやすいため、土砂災害の発生リスクが高まる。そうした場所の整備は望ましくないということから、対象地がこれらの3項目の要件に一部でも該当すれば除外をすることが適当であると整理をされました。

そのほかの7項目につきましては、視覚的にもわかりやすく評価が容易である、マル・三角・バツ方式により、調査対象地の全範囲が区域に該当する場合にはマル、全範囲が該当しない場合はバツ、一部該当する場合は三角として評価することとされました。右の表2に、決定されました2次スクリーニングの評価項目及び評価基準をまとめております。

その下の(4)では、第3回委員会で1次調査対象地104カ所が決定されたことから、今後の委員会の開催スケジュールについて再検討をしていただきまして、開催回数を1回追加するということが決定されました。これは当初、委員会を5回開催して候補地を決定するとされておりましたところでございますけれども、今後の候補地決定までに実施することが必要なスクリーニングの評価項目を考えますと、あと2回では十分な評価が難しいと想定されるためでございます。今後は、図2にお示ししますスケジュールに基づきまして選定を進めてまいりまして、1月中旬ごろには第6回委員会を開催して、複数箇所の候補地を決定していただく予定でございます。なお、4回目の委員会は10月27日に開催することとしております。

1点目は以上でございます。

次に、報告事項の2点目、「エコサイクルセンターにおける埋立廃棄物からの発煙についての最終報告について」でございます。

7ページをお願いいたします。昨年8月29日及び9月2日に発生しましたエコサイクルセンター埋立廃棄物からの発煙事象に対しましては、皆様に大変御心配をおかけしました。このたび、消防機関を初め関係の皆様方に御協力をいただきまして、原因が認定されますとともに、再発防止策を策定しましたので、その御報告をさせていただきます。

まず、1の仁淀消防組合消防本部からの勧告等でございます。最寄りの仁淀消防組合消防本部では、エコサイクル高知から原因究明や再発防止策の検討に際して、協力を要請し

ておりました。また、仁淀消防組合から、総務省消防研究センターに技術支援を依頼していただいておりますところ、6月の終わりに消防研究センターから鑑定結果の報告がありましたので、改めまして、仁淀消防組合が再調査を実施し、本年7月18日付で、火災原因認定書が作成されました。

総合的結論における出火原因でございますが、囲みの中でございますように、1回目は、鋳物砂再生工程から発生した鋳滓に含有されていたアルミニウムと酸化カルシウム、これが建物内に侵入した雨水と反応し発熱した可能性があり、その反応熱の蓄積により、鋳物砂の接着剤の成分であるフラン樹脂の有機物を焼き、フレコンバッグ及び遮水シートを焼損したものと推定する。2回目につきましては、1回目の火災の消火用水が浸潤し、同様にフラン樹脂等の有機物を焼きし、フレコンバッグを焼損したものと推定するとされました。

この考え方は、これまで、最終処分場の専門家による見解と一致するものでございます。また、仁淀消防組合消防本部からは、原因を認定したことに伴いまして、これまで焼却灰や不燃物など、火災の発生が非常に少ない廃棄物を埋め立てるという理由によって、設置を免除しておりました自動火災報知設備を設置すること及び火災の再発防止策を作成し提出することの改善を求める勧告書が7月20日付で発出をされました。

2番目、勧告事項への対応でございます。勧告を受けましたエコサイクル高知は、自動火災報知設備及び熱を感知いたします赤外線サーモグラフィカメラを設置をするとともに、消防機関や最終処分場専門家などからの意見を踏まえまして、その下の囲みの中でございますような、排出事業者が鋳滓に水を加えて温度上昇がないことを確認し、その旨を産業廃棄物管理票に記載することや、受け入れの際には、産業廃棄物管理票の記載内容を確認の上、鋳滓の状態を目視での確認することなどを規定いたしました再発防止策を作成しました。また、これらの改善策を記載しました「改善報告書」を8月4日付で仁淀消防組合に提出し、同日付で処理していただいたところでございます。

最後に、3のその後の状況でございます。1回目の発煙事象発生後、昨年8月30日から休止をしておりました埋立廃棄物への散水を8月15日から再開をしております。また、同月25日からは、再発防止策を講じました鋳滓の受け入れを開始し、受け入れ後、燃え殻との混合理め立て及び埋め立て後の温度確認を実施してございまして、全てにおいて異常はございません。

このように、原因の究明及び再発防止策が整いましたので、今後はこの対策を適切に実施をすることはもとより、エコサイクル高知と緊密に連携の上、安全・安心な最終処分場の運営に万全を期してまいります。

以上で、環境対策課からの報告事項を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 先ほど5ページで応募のあった土地が4カ所出されていて、6ページで第1次の対象箇所の104カ所の中にその2つかなと思われるところが記載されているんですけども、南国市の分は可能性がないとなって、3と4の部分は、公募された方の可能性は残っているという状況なんですか。

◎萩野環境対策課長 応募箇所につきましては4カ所、御報告させていただきましたけれども、これにつきましては、書類が整っているかどうかの確認までにとどまっておりますので、今後、応募の条件については今後確認してまいりますので、その結果は次回以降、委員会でまた判断していただくということになってまいります。

◎塚地委員 104カ所の中に南国市は1カ所の桑ノ川しか残ってない。私の受けとめがおかしいんですかね。

◎萩野環境対策課長 表1の104カ所は、委員会が設定しました1次スクリーニング項目に照らして合致したところが17市町村の104カ所あったということでございますので、応募箇所はこれとまた別の土地の所有者からの応募でございましたので、また繰り返しになりますが、1次スクリーニング項目に当てはめて確認をしていくという作業が今後出てまいります。

◎塚地委員 1次スクリーニングをした部分に残っていない部分はもうはなからだめなのかなと思ったんですけど、そういうことじゃないということですか。

◎萩野環境対策課長 あくまでも今後応募箇所につきましては、条件の確認をさせていただいてどうなっていくか決まってくるところでございます。

◎塚地委員 どこかの段階で現地も見に行かれると思うんですけど、それはどの段階ぐらいで検討委員の皆さんが現地を見に行かれることになるのでしょうか。

◎萩野環境対策課長 第3回の委員会におきまして、2次スクリーニング項目まで決定され、これから先スクリーニングをどんなに進めていくかということで、3次スクリーニング、4次スクリーニングのイメージを持っていただいたところでして、今のところ、まだイメージでございますけど4次スクリーニングの段階では、現地踏査も行って、地形、地質ですとか、植生、周辺の土地利用なども直接確認をして評価していきたい予定で考えております。

◎横山委員 エコサイクル高知の発煙についてお伺いしたいんですけど、化学反応を起こして発煙したという解釈でよろしいのかと思うんですけど、県として、これとこれが反応すると発煙すること、そういう廃棄物はこういう種類ではあるということはもう全て把握はされているんですか。

◎萩野環境対策課長 今回は、消防の原因認定でも金属のアルミニウム、それから酸化カルシウムといったような金属が水と反応して、いろんな条件が重なってになりますが、発熱したと推定されるということで結論づけられております。けれども、廃棄物でございま

すので、中の成分が、何が入っているかを逐一把握するのはなかなか難しいところもございますので、そのところは、例えば最初に廃棄物が入ってきますときには廃棄物のデータシートを見せていただいて、一定確認はするんですけども、工場生産品と違って廃棄物でございますので、なかなかそのあたりの成分を全て把握するのも難しいと考えております。

◎横山委員 今、課長が言われたところが本当にポイントなんだと思うんですけど、いろんなものが入ってきている中で、そこをどう確認して徹底していくのか。なかなか大変な作業になると思うんですけども、またいろんなところを改善していただいて、先ほど塚地委員も言われた新たな管理型にもこの教訓が生かされるような体制にしていただきたいと思います。

◎大野委員 この間の原因究明と対策もしていただいたということで、住民にもそういったことも事あるごとに報告もさせていただきますので、本当にありがとうございました。

◎萩野環境対策課長 ぜひよろしくお願いします。

◎梶原委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

《水産振興部》

◎梶原委員長 次に、水産振興部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎谷脇水産振興部長 水産振興部が提出しております議案について、総括説明を申し上げます。

お手元の資料②の議案説明書（補正予算）の 50 ページ、水産振興部補正予算総括表をお願いいただけますでしょうか。今回、水産政策課と漁業振興課から補正予算をお願いしております。総額が 79 万 7,000 円、内訳は水産政策課が 29 万 8,000 円、漁業振興課が 49 万 9,000 円となっております。

まず、水産政策課から漁協の経営改善に必要な金融支援を行うための予算をお願いしております。具体的には系統金融機関が、漁協に対して借りかえ資金を融資する際の利子及び保証料への助成を行う県の制度資金を創設させていただきまして、今後の漁協の経営安定を図り、ひいては漁協の合併推進に寄与させようとするものでございます。

漁業振興課からは、御案内のとおり、本年 2 月に設立されました高知カツオ県民会議の活動を支援するための予算をお願いしております。来月 11 月には、水産庁の最前線で国際交渉に当たる担当者をお招きして、第 2 回目のシンポジウムを行うようにしております。また 12 月には、例の中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の定例の国際会議が行われます。それに県民会議からも参加をしていただくための経費等を支援しようと考えてお

ります。金額はそう多くはないものでございますけれども、水産振興部にとりまして非常に重要な案件だと考えております。

議案は以上でございますが、この他に報告事項といたしまして、第3期産業振興計画ver. 2の進捗状況について、御報告をさせていただきます。また、各種審議会の審議経過等についての資料もあわせてお配りしております。補正予算の詳細につきましては、後ほど各課長から説明申し上げます。

◎梶原委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈水産政策課〉

◎梶原委員長 初めに、水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 水産政策課の9月補正予算について御説明をいたします。資料ナンバー②の議案説明書(補正予算)の50ページをお願いいたします。水産政策課は29万8,000円の増額となっております。

続きまして、51ページをお願いいたします。右端の説明欄をごらんください。1 漁業金融対策費でございます。今回、漁協経営改善資金を創設し、利子及び保証料の補給を行うものでございます。本年度の利子、保証料の補給と、次の52ページにございます、翌年度以降の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

今回、創設いたします制度及び融資対象漁協の状況につきまして御説明をさせていただきます。赤のインデックスに水産政策課とあります議案補足説明資料の1ページをお願いいたします。まず、制度の創設に係ります県内の状況等について御説明をいたします。左の現状でございますが、高齢化などによりまして、漁業者の減少が進むとともに魚価の低迷や資材価格の高騰などによりまして、漁業者の経営は不安定な状況で、県内の沿岸漁業は大変厳しい状況にあります。こうした状況は、漁業者を支えます漁協にも影響を与えまして、厳しい状況にございます。こうした中、平成20年に25の漁協が参加し、高知県漁協が設立をされております。高知県漁協は、経営の合理化やスケールメリットを生かした取り組みを行いまして、財務状況は改善され、平成28年度の決算では繰越欠損金も解消され、今後の合併を受け入れる環境は整ったところでございます。一方、合併に参加しなかった漁協はその3分の1が2期連続で繰越欠損金を持つ、また、正組合員数が50名以下という小規模な組合が増加するといった厳しい状況にございます。また、その下にございます漁業者や漁協の経営を支えます信漁連につきましても、預金や貸付金の残高がこの10年間で大きく減少するなど、厳しい状況が続いておるというところでございます。

右側の課題でございますが、こうした経営の厳しい漁協につきましては、このまま単独で経営を継続していくのはなかなか厳しい状況にございます。左の下にありますけれども、漁協が破綻をすれば、組合員の操業への影響と、生産の減少による県内水産業への影響といったものも考えられますし、水産業を支える系統金融機関にも貸倒損失など、経

営の影響が見込まれるという状況でございます。一方で、県漁協に合併をするということを目指しましても、その漁協が繰越欠損金を持っておると。そういう欠損金を持ち込まないといったような一定の健全経営が求められるということになりますので、経営改善による再建が可能な漁協に対しましては、資金繰りも改善をいたしまして、経営の安定を図ることが必要だと考えております。

こうしたことから、経営改善計画をきちんと策定いたしまして、経営の安定を図る漁協につきまして、その計画を実行するために必要な資金に対しまして、利子及び保証料の補給を行うという予算を、今回、提案をさせていただいたところでございます。なお、漁協のそういった経営改善に対する支援につきましては、国で平成 20 年度から実施をされておりましたけれども、国としましては全国的には一定の成果があったということで、平成 28 年度をもちまして支援制度は終了されております。ただ、県内では今後の合併の促進も視野に入れまして、漁協の経営改善を図っていく必要があるということから、国の制度を引き継ぎまして県で支援を行おうとするものでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。今回、創設をいたします制度について御説明をさせていただきます。資料の真ん中から下側にスキーム図ということで載せさせていただいております。まず、左が平成 28 年度までのスキームで、国が行ってきたものでございます。こちらから説明をさせていただきますが、まずは融資機関からの融資に伴いまして、図の左側、国という枠がございます、そちらの①と②のところでございますが、漁協が融資機関に支払う利子と、債務保証を受けるために県漁業信用基金協会に支払う保証料の 2 分の 1 を国が支援をしております。また、右下側になりますけれども、万一、返済が滞った場合、県漁業信用基金協会が代位弁済を行います。その場合に、右下の、これ中央の団体でございますが、農林漁業信用基金から上がります矢印の④ですが、代位弁済の費用の一定割合、これは保険で賄われることになっておりますが、通常、代位弁済の 7 割が補填されるということになっておりますが、国で中小漁業融資保証法という法律の 77 条に基づく緊急融資資金に指定をいたしまして 8 割の補填を行うということで、県漁業信用基金協会の保証リスクの軽減を図ってきたところでございます。加えまして、図の③のところでございますが、代位弁済額の 3 分の 2 につきましても国が助成をしてきたというような支援スキームでございます。こうした国の支援のうち、①、②、③の財政支援の措置が平成 28 年度で終了いたしております。新たに右側の形で漁協の経営改善の支援が行われるということになっておりまして、④の代位弁済の保険金の補填率を 8 割に引き上げる部分のみが国の支援として残る形となりました。県といたしましては、国が行ってこられた役割を引き継いで、このスキームの中で、利子及び保証料への助成を行うことといたしたいと考えております。

今回、創設いたします資金の概要につきましては、資料の真ん中左側の高知県漁協経営

改善資金の概要の欄に記載をしておりますが、まず、融資対象漁協といたしましては2つ要件がございますが、まず繰越欠損金が5,000万円以上で、その額が直近2年の当期利益の平均の10倍を超える。2つ目が、経営改善計画を策定いたしまして、JF経営指導全国委員会、これ中央の団体でございますが、こちらの承認を受けたものということとしております。なお、この要件につきましては、今回の制度資金が先ほど申し上げました、中小漁業融資保証法77条の指定を受け、保険の補填率が8割に上げるための要件に合わせたものでございます。なお、利子の補給率は2分の1以内で、補給先は信漁連や銀行などの金融機関、保証料補給率は2分の1以内で、補給先は高知県漁業信用基金協会といたしております。この2分の1以内の考え方につきましては、今回先ほど申し上げましたように、国が2分の1の助成を行ってきたこと、さらにこれまでの県内の漁協への支援資金の制度と比較いたしましても2分の1が妥当だと考えたところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。今回、補正予算で計上をさせていただいております支援対象の漁協であります、須崎市の大谷漁協の状況について御説明いたします。まず、左側の経緯及び現状でございます。当漁協はマダイやカンパチの養殖が主体の漁協でして、組合員からのタイの買い取り販売や、組合員への餌の販売などを行っておるところでございます。平成9年ごろにはマダイが病気で大きな被害を受け、養殖業者の経営が悪化し、未収金の固定化が増大するなど、各養殖業者の経営の状況が漁協の経営に影響を与えるという状況でございます。平成21年には資産査定の結果、多くの貸倒引当不足が判明するなど、実施中の経営改善計画の見直しを行いますとともに、先ほど御説明いたしました国の制度資金も活用して経営改善を行ってきたところでございます。その中身といたしましては、各種手数料のアップや人件費のカット、固定化債権の回収などに取り組み、その後は順調に返済を行ってこられて、繰越欠損金も減少してきたところでございます。しかしながら、平成28年ごろから魚価の低迷や餌の高騰などを背景に、養殖業者の廃業が進むなど、新たな固定化債権が発生をしてくるおそれがあり、資金繰りが悪くなってきている状況でございます。支払いの集中する年末などの資金ショートを回避する必要があるかという状況になっております。万々が一、当漁協が破綻をしてしまいますと、養殖業者がそれに伴って廃業するといったこと、あるいは新規参入を目指しておる業者がおられますが、そういったところへの影響、また組合員に対しては、漁協による未収金の回収、あるいは漁協からの未払い金がもらえないといったようなさまざまな影響も考えられます。

こうした状況にならないために、右側の対応策のところでございますが、今回、経営改善計画を見直しまして、早急に対策をとっていくということにしております。今回、見直しをいたします計画の内容といたしましては、養殖魚の稚魚を小割りに入れた際の手数料など、組合員の皆様へも新たな負担を求めますとともに、役員報酬や人件費の抑制といった歳出の削減、さらには債権の回収を法的措置も含めた対応の強化を図っていくこととし

ております。また、計画の策定に当たりましては、それぞれの養殖業者への個別の面談を行いまして、それを販売計画に反映するとともに、魚の販売単価や生残率も固めに見込んでおるところでございます。加えまして、進捗管理につきましても、信漁連等系統団体を中心に、高知県 J F 指導協議会がございまして、こちらで毎月進捗管理を行うなど、きちっとした進捗管理体制の強化を図っていくということとしております。その上で、現在借り入れを行っております長期借入金を借りかえをいたしまして、返済期間を引き延ばしまして、年間の償還額を圧縮して、資金繰りに余裕を持たせて、経営の安定を図っていきたいということでございます。こうしたことから、今回の見直しを行う計画につきましてもは一定の蓋然性があるものと考えておりまして、県としましては計画達成に向けまして、この制度資金を活用していただきまして、円滑な資金供給を図り、資金調達に必要な利子及び保証料の補給の支援を行っていきたくて考えております。大谷漁協の借り入れの想定は 1 億円余りということで予定をしております、それに対します県の利子保証料の補給は、10 年間の総額で約 1,100 万円を予定しております。大谷漁協は県外、大阪を中心ですが、消費地市場で販売するマダイにつきましては「大谷マダイ」ということで一定の評価もいただいておりますし、先ほど御説明いたしましたように、新規参入を目指す事業者もおりまして、生産拡大も計画をされております。こうしたことから、信漁連や基金協会などとも連携をいたしまして、進捗管理も含めて経営安定のサポートをしっかりと行いまして、安定経営に戻った際には、高知県漁協との合併ということも検討を進めまして、さらなる経営基盤の強化を図りまして、漁業者の安定的な操業につなげていきたくて考えております。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 今回の経営改善計画はなかなか立派なものだと思いますが、このことによって合併がさらに広がるということを期待いたしております。これに伴って合併したいというようにいろいろなことを出してくるときには、出てきた数字は鉛筆をつけて、甘いものではないと書き直してあげないといけないと思う。甘い様子で書いてくるから、鉛筆が必要だと思うんです。

それと、自己資本率は何%まで構わないんですか。

◎松村水産政策課長 漁協の自己資本率は今どれくらいということですか。

◎中内委員 わからないなら構いません。自己資本率を大事にして対応してあげないと困ると思いますので、よろしくをお願いします。

◎梶原委員長 以上で、質疑を終わります。

〈漁業振興課〉

◎梶原委員長 次に、漁業振興課の説明を求めます。

◎岩崎漁業振興課長 当課の 9 月補正予算につきまして御説明をいたします。内容につき

ましては、漁業生産基盤維持向上事業費補助金による高知カツオ県民会議への支援についてでございます。議案説明書（補正予算）②の53ページをお願いいたします。3 漁業振興費の右側の説明欄をごらんください。漁業生産基盤維持向上事業費補助金として、49万9,000円をお願いするものでございます。高知カツオ県民会議は、近年、不漁が続いておりますカツオを将来にわたり持続的に利用していけるよう、本年2月9日にカツオ資源に危機感をお持ちの有志の方々、約80名によりまして設立をされました。本年4月には第1回シンポジウムが開催され、県民運動を国民世論の形成につなげ、国が進める科学的調査や国際交渉を力強く後押しするという決意表明がなされました。また、高知カツオ県民会議には幹事会のほか、4つの分科会が設置されておりまして、これらの分科会活動を通して、カツオに関する議論や企画を進めることとしております。今回の補正予算は、第2回シンポジウムの開催や、カツオに関する国際的な協議の場であります中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の年次会合への参加につきまして支援を行おうとするものでございます。なお、議案の説明欄の漁業生産基盤維持向上事業費補助金の後に括弧書きで、（高知カツオ県民会議への補助）と記載がございしますが、高知カツオ県民会議の会長に知事が就任をしておりますことから、高知カツオ県民会議とは民法第108条に規定されております双方代理の關係に相当することになります。このため、知事が代表である団体への補助金であり、双方代理の契約を有効なものとするため、議会から事前に承諾をいただくとするものでございます。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎土森委員 本当に今、高知県にとって重要な取り組みだと思えます。高知カツオ県民会議の皆さんがこれに力を入れてやってくれていまして、我々も国に自民党会派として要望に参ったことはもう御報告をしておりますが、国際大会で物の言える人のところに要望に行かないといけないわけで、直接参加できず発言権はないわけですから、そういうことを考えると、ロビー活動も必要になってこようと思えます。それに対して予算化をせよと言っても、サンゴの例をとってみても、ロビー活動はなかなか大変な金額なんですよね。カツオの場合はできないとしても、ただ意気込みを見せる。高知県だけでなく、高知県に水揚げされるのは、高知県全体の消費量からいうと、全部が水揚げされているわけではないし、例えば九州から来たり、いろんなところから来ていますからね。そういういろんな条件の中で、高知カツオ県民会議が立ち上がったことは、大変大きなことだと思います。そこで、国への要望等について、外交交渉は外務省に的を当てる必要があるということで、外務省にも我々も行ってきました。非常に好感を持っていただけまして、外務省としてもやる気満々、何とかカツオを守りたいという思いがある中で、マグロとカツオということになりますと、カツオは知名度が低いということもあります。そういう中でマグロと同じような

価値観を持って、外交交渉活動していく非常に重要なところまで来たと思います。これも全体的に見て、よく最近ニュースで取り上げられたりしていますけど、まだまだ資源量は大丈夫だという報道のニュースが流れたりいろいろしていますので、その辺をよく考えた上で、国に対して強い要望活動を高知カツオ県民会議の皆さんと一緒に力を入れてやってほしいと思いますが、その辺の決意のほどを部長にお聞かせ願いたいと思います。

◎谷脇水産振興部長 WCPFCへの参加でございますが、確かに発言権はございませんけれども、毎朝にブリーフィングといいますか、水産庁がきょうはこんな提案をするぞというのを、高知県から行った人たちと協議をする場が毎日のようにございます。そこで今回行っている方が思いを伝えて、それを水産庁の方から言っていただくというようなこと。そういったところでまず水産庁にも、国際的に意気込みは参加することだけではなしに伝わると考えております。また外務省にもまだ知事は今、よう行ってはないんですが、水産庁とも要望書の内容をお互いにチェックしていただきまして、まさしく委員が言っていた漁業種というところ、北方領土の漁業権の問題とかいろいろやっていますが、目的を見ましたら、持続的に資源を守りましょうというので、水産庁と全く同じような目的のところがございます。ただ外務省のこういう事業が当たりますよというところまで具体的な提案はまだできませんけれども、きょうも知事にレクをいたしまして、なるだけ国際交渉に行く前に外務省にも、経済局長にしっかりと水産庁と手を取り合って頑張ってくださいという要望はする予定でおりますので、きっちりと我々この動きを、民間発の非常にいい動きだと思っておりますので、県も全面的に支援していきたいと考えています。

◎土森委員 土佐人が言いましたら聞かんぞというぐらいの気合いを示して、ぜひ行ってください。うちは龍馬と同じような気持ちだというぐらいの気持ちで頑張るね。

◎横山委員 先ほど御説明の中に、科学的なデータを国がこうというようなくだりの御説明があったと思うんですけど、さっき土森委員が言われていました、実際の数がどうなのかもあつたりするんじゃないでしょうか、科学的なデータを国が調査するとか、今後のスケジュールとか見通しはあるんじゃないでしょうか。

◎岩崎漁業振興課長 国の国際水産研究をするところがございまして、今度、11月の頭から12月にかけて、インドネシアの海域を資源調査で、いろいろ水温とかもはかりますし、漁獲の状況も含めまして調査をすることにしておりまして、その船に水産試験場の職員も同乗することで、現在、県としましても、その調査に協力をしていこうという動きはございます。

◎横山委員 その科学的なデータをもとに対策を考えていくということなんですか。

◎岩崎漁業振興課長 そのデータにつきましては、全体の資源量を推定するという一方で、移動の経路でございまして、どういう形でカツオが日本近海に入ってくるかというルートの一助になるデータの収集になります。その上で、基本的には熱帯域のま

き網による漁獲の影響があると言われておりますので、島しょ国の方々に対して、そのようなデータをお示しすることによって、資源を守っていく必要があることを御理解いただくという趣旨でございます。

◎横山委員 高知カツオ県民会議ですけど、私も大変御期待を申し上げるところですけど、その第2回のシンポジウムに政府の方が来てくれるということなんでしょうけど、高知カツオ県民会議 80 名の方以外の一般の方も傍聴する機会は提供されるんでしょうか。

◎岩崎漁業振興課長 おっしゃるとおり、会員の方も当然参加されますし、一般の方も広く募集をして参加をしていただくことにしております。

◎横山委員 最後に、フィリピンのWC P F Cですか、ここに高知カツオ県民会議の皆さんが行かれて、いろんなことをして「頑張っているよ」ということですよ。県民に対して広く周知することも機運の醸成につながると思うんですけど、その辺に関して御所見を聞かせていただければと思います。

◎岩崎漁業振興課長 部長も先ほど申しましたように、確かに会議の場では発言権はございませんけれども、帰ってきた後で、私が説明した中でも分科会のお話をさせていただきましたが、その中で情報発信分科会というところがございますので、分科会が中心となって広くこういう活動をしておるというアナウンスも分科会活動を通す中でしていく形になります。

◎谷脇水産振興部長 広報活動という点ではごらんとおり、高知カツオ県民会議の一つの部会の主要なメンバーに、地元紙のトップが入っています。地元紙は国内のいろんな新聞社、マスコミと連携して、今もいろんな記事を書いておりますし、我々ももちろん県として、そうした高知カツオ県民会議の動きをしっかりとPRしていきますけれども、そうした地元のマスコミの方がメンバーにいるのは非常にありがたいことだと思っております。

◎下村委員 先ほど土森委員が言われたように、これは国対国のいろいろな交渉事ですので、なかなか発言の機会はもちろんないんですけど、島しょ国で日本に協力してくれる国がありますので、できればせつかく集まっているところで、島しょ国の人たちと、そうやって高知カツオ県民会議の方とかが、その場所とは別の場所で会えるとか、ぜひそういう協力関係を築くような場所なり設定ができるのかどうか、そこら辺あれば、ぜひ教えていただきたい。

◎岩崎漁業振興課長 直接的では水産庁が主体となってその交渉に当たりますので、現時点でそういう活動ができるかどうかは定かではございませんけれども、そういう方向の御意見をいただいたということで、それを念頭に今後対応ができればと思います。

◎谷脇水産振興部長 知事も1回目のシンポジウムの最後で申し上げました、島しょ国の中にも、これほど資源をとり続けて、とっていいのかという国がおるということを水産庁

の方から聞いていました。そうしたところも切り口として、地元の高知カツオ県民会議の方にも、ここの国はこうだぞという情報を持っている方がおられるとお伺いしていますので、何とか現場へ行くことで、いろんなロビー活動までとはいけないかもしれませんが、そうした国の方々と話し合いのきっかけを持てるのはいい機会になるんじゃないかと思っております。

◎**下村委員** 本当に自分たちにとったら、カツオは生命線の一つぐらいに思っているんです。そこら辺をいろんな盛り上がり、機運をつくっていただけるような活動を、ぜひ今後ともよろしくお願いします。

◎**土森委員** さっき言い忘れていまして、実はWCPFCの参加国は、今話があったように、漁業補償を取っているわけですね。それが国の財源に大きなものになっていて、だから、参加国は日本が言っているようなことにはなかなか協力してくれないのが現実なんですよ。そこで、何で外務省という話をしたかという、経済活動なんです。この国に対してどれぐらいの経済協力ができるかという交渉は、水産庁ではなかなかできません。外務省になってきます。そういうことも含めて、外務省と強い連携プレーを持っていかなくてはいけないということです。これは大きな国じゃありませんから、非常に財源を注視して、その国家予算の中に組み込まれているのも現実ですから。そういうことも含めて、経済活動を活発にやって、国際協力の中で資源を守るんだと。そういう方向で取り組んでいただければと思いますんでね。

◎**谷脇水産振興部長** 土森委員が言われた趣旨を重々かみしめながら、国、また外務省、水産庁とも県として言うべきことは言っていきたいと考えております。

◎**塚地委員** 高知カツオ県民会議の代表者の方というか、一定、専門家が行くというわけじゃないんですか。

◎**岩崎漁業振興課長** 最終的にどなたが行かれるかは、高知カツオ県民会議の幹事会で決定されるわけでございますけれども、現時点では、まだ決定されていないように聞いております。

◎**塚地委員** せっかく血税を使って行っていただくので、最も有効な人に行っていただいて、後々の高知カツオ県民会議の活動に資するという、行っていただいた後どうかということが同時にすごく大事なことだと思いますので、説得力ある人選をしていただかないといけないと思います。まだ、人が決まっていなかったら、そこらあたりをきちんと説明できる人選で行っていただくことが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎**梶原委員長** 高知カツオ県民会議のような参加をされるほかの団体は、結構あるんですか。

◎**岩崎漁業振興課長** 全国近海かつお・まぐろ漁業協会というところがございまして、こちらにつきましては、マグロの枠組みの中で参加をされる。その中には、カツオという枠

組みでも参加される方がおいでます。

◎梶原委員長 こういう団体が幾つものということですか。国内、国外にも限らず、いろんなところからいろんな思いを持って、要望活動、ブリーフィング活動をするような団体が、参加される国の幾つもの来るというイメージでいいんですか。

◎岩崎漁業振興課長 環境保護団体も含めると、委員長がおっしゃられましたような、たくさんの組織が集まって、一部の組織の方におかれましてはロビー活動もされたりということになります。

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、水産振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、水産振興部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈水産政策課〉

◎梶原委員長 「第3期産業振興計画 v e r . 2（水産業分野）の進捗状況等について」、水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 報告事項の赤のインデックスの水産政策課とつけております資料の1ページをお願いいたします。第3期産業振興計画の本年度上半期の進捗状況等について御説明をいたします。説明につきましてはこの資料を用いて行いますけれども、3ページ以降にA3の詳細な資料をつけております。この1ページ、2ページは、3ページ以降の資料から主な取り組みを抜粋したのになっておりますので、あらかじめ御了承ください。

1. 第3期産業振興計画 v e r . 2（水産業分野）の進捗状況等についてでございます。まず、県内での水揚げの状況を確認する県内市場の取扱額でございます。平成29年度の上半期は昨年度と比べまして、大型定置網漁業で減少した一方、カツオの一本釣りなどで水揚げが増加したことなどによりまして、本年7月末時点では、前年を3.5億円ほど上回るなど、取り組みはおおむね順調に進んでおるところでございます。

続きまして、計画のそれぞれの戦略の柱ごとの取り組みについて御説明をいたします。

1) 漁業生産の構造改革につきましては、まず、芸東地区などの定置網に大きな被害を与えてきました急潮の対策につきましては、昨年度から、その予測に取り組んでおります。現在、黒潮の流れのパターンによりましては予測が可能となっており、急潮の予報を出しまして、漁業者に注意喚起を行っておるところでございます。さらに本年度には、リアルタイムに潮流を測定できるブイを設置する予定でありまして、より迅速かつ正確に注意喚起ができ、被害の軽減が図れるよう取り組んでまいります。その下、2つ目でございますが、こちら先ほど補正予算の中でも御説明いたしました、大谷地区でのマダイ養殖への民間事業者の新規参入につきましては、年内を目途に小割りの設置にかかる予定となっております。

ころでございます。その下がクロマグロの人工種苗生産についてでございます。昨年度は4センチメートルサイズの人工種苗1万7,000尾を沖出しをしたところでございますが、本年度は9月13日時点の数字でございますが、昨年を上回る2万6,000尾を沖出ししているところでございます。

次に、2) 担い手の育成・確保でございます。まず1つ目、漁業就業フェアへは計7回参加、34名と面談をして、うち3名が短期研修を受講しております。本年度は、これまで短期研修を12名が受講し、長期研修につきましては6名が開始をしておるところでございます。さらに3つ目でございますように、専業での漁業への就業のみならず、兼業や家族での移住を希望される方を含めた幅広い担い手を確保するため、それぞれの漁村の特徴を生かした趣味や仕事など、ライフスタイルをパッケージ化して、ホームページへ掲載するとともに、相談会などでも活用するなどPRを行っているところでございます。

3) 市場対応力のある産地加工体制の確立でございます。土佐清水メジカ産業クラスタープロジェクト、宿毛・大月養殖ビジネスプロジェクトでは地域を主体としたプロモーション活動などを行います団体が発足をして、活動を開始をしておるところでございます。土佐清水市におきましては、メジカの原魚の安定確保に必要な冷凍保管施設の実施設計に着手をし、順次、残さい加工処理施設、共同煮熟施設の整備を進めるべく、検討を進めているところでございます。宿毛市におきましては、民間企業が輸出を視野に入れた養殖魚の加工施設につきまして、来年度の操業に向けて実施設計に着手をしたところでございます。

4) の流通・販売の強化におきましては、高級飲食店の産地招聘など、関東や関西を中心に、この資料では本年7月末現在、722店舗となっておりますが、この9月末現在では758店舗となっております「高知家の魚 応援の店」、さらには築地の場外市場の「さかな屋 高知家」を活用いたしました外商活動の強化をしておるところでございます。2ページ目に参りまして、産地におきましては定置網の漁獲物を中心に神経締めや血抜き処理など高鮮度処理に取り組んでおりまして、「高知家の魚 応援の店」でも高い評価をいただいております。

次に、5) 活力ある漁村づくりでは、漁村のサービス産業として有望な遊漁船業等の振興に昨年度から取り組んでおるところでございます。須崎市、黒潮町、土佐清水市、東洋町で新たな取り組みが行われておりまして、国や県の支援制度を活用して取り組みが進められていっているところでございます。また、須崎市の浦ノ内湾の天王洲では、アサリの資源回復に取り組んでおるところでして、網をかぶせることによって食害を防ぎ、アサリが順調に生育するということが昨年度までに確認をされておるところでございます。本年度は国の事業を導入して、3ヘクタールの区域に大規模なかぶせ網を敷設するという事としております。

次に、2. 専門部会での評価と主な意見でございます。9月11日に水産業部会を開催しております。こちらで上半期の進捗状況を報告いたしまして、取り組みはほぼ計画どおりに進んでおるといった評価をいただいております。会議でいただきました主な意見につきましては、そこに記しておりますが、5つございます。ここ数年、メジカの加工では原魚が不足しており、原魚確保が大きな課題となっております。ことしはメジカが見えているが釣れない状況なので、将来的には漁獲の方法の検討も必要なのではないか。高齢者対策としての投石によるイセエビ漁場づくりは、効果を持続的に発揮するために、資源管理をあわせて行うことが重要である。定置網漁業については労働力不足が深刻となっている。養殖ブリについてはフィレ加工、養殖マダイとカンパチについては活魚出荷が今後主流となっていくのではないかと、といったさまざまな御意見をいただいております。また、9月19日に開催いたしました産業振興計画のフォローアップ委員会でも同様の内容を御説明をさせていただき、御了承をいただいております。これらの会議でいただきました意見を踏まえまして、今後の取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎梶原委員長 お諮りいたします。執行部より説明を受け、審査をいたしました予算議案1件について、これより採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

採決を行います。第1号議案「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《その他》

◎梶原委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さん

にお伝えしたいことがあります。

まず、書記に資料を配付させます。先月4日から6日に県外調査を行いましたがお配りいたしましたのはその調査出張報告書の案であります。10日火曜日の委員会で委員長報告の取りまとめ等を行った後に、この報告書の内容についても、それぞれ委員の皆様の御意見をいただいて協議し、取りまとめを行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の委員会は、10日火曜日の午後1時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれにて閉会いたします。

(16時42分閉会)